

議会運営委員会の概要

1 山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定等について

- ・事務局次長から、「山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の発議案及び「『政務活動費の手引』改訂のポイント」等により、条例改正・手引改訂について説明があった。
- ・島津委員長から、「山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の発議案について諮られ、了承された。了承後、発議案を本日の本会議に提出する旨の発言があった。また、「政務活動費の手引（改定案）」について、案のとおり改訂するとともに、発議案可決後、4月1日から運用を開始することについて諮られ、了承された。

2 議会運営委員会発議の意見書（案）について

- ・島津委員長から、「世界平和実現のための外交の強化と国民の平穏な生活を守るために必要な対策を求める意見書（案）」及び「ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響の抑制を求める意見書（案）」について、総務、厚生環境、農林水産、商工労働観光の各委員会の意見を取りまとめたものであり、議会運営委員会の総意として本日の本会議に提出したい旨の発言があり、了承された。

3 3特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、3特別委員会から発議される意見書案については、「地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書（案）」など3件となっている旨の説明があり、了承された。

4 議会運営委員会発議の決議（案）について

- ・島津委員長から、決議案「政治倫理の向上に向けた宣言」について、議会運営委員会の総意として本日の本会議に提出したい旨の発言があり、了承された。

5 山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正（案）について

- ・政策調査室長から、資料「山形県議会議員政治倫理要綱の改正について（案）」により説明があり、了承された。

6 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について

- ・政策調査室長から、新型コロナウイルス感染症対策特別委員長より、本日の本会議において、審査経過についての中間報告を行いたいとの申し出があった旨の説明があり、了承された。

7 3 特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3月14日の3特別委員会において審査調査の終了を決定した旨の報告があり、了承された。

8 討論の通告について

- ・議事調査課長から、関議員より発議第6号に反対する発言通告書が、また、遠藤（和）議員より発議第6号に賛成する発言通告書の提出があった旨の説明があり、討論時間について協議した結果、各3分以内とされた。

9 議事日程第8号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日の日程について説明があり、了承された。

10 令和3年度議会政策提言について

- ・坂本議長から、今年度の議会政策提言について、昨日開催の政策提言会議において配付のとおり決定され、本日の本会議終了後、知事に提言書を手交する旨の発言があった。

11 その他

(1) ウクライナへの支援金について

- ・坂本議長から、山形県議会としてウクライナで苦しんでいる人々に対して40万円を支援したい旨の発言があり、了承された。

(2) 今後専決処分を必要とする事項について

- ・総務部長から、資料「今後専決処分を必要とする事項」により説明があり、了承された。

(3) その他

【発言概要、質疑等】

(木村委員) ウクライナ情勢に関して、本県として避難民受入れなどの支援は行うのか。

⇒ (総務部長) 県営住宅に空きがあることから、これを活用した住居の支援を行う。

他の支援策については現在検討しているところである。

12 次回議運開催日時

3月17日（木）午前10時

13 本日の開議時刻

- ・本日の本会議の開議時刻は、午後1時と決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年3月16日（水）

午 前 10 時

- 1 山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定等について
- 2 議会運営委員会発議の意見書（案）について
- 3 3特別委員会発議の意見書（案）について
- 4 議会運営委員会発議の決議（案）について
- 5 山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正（案）について
- 6 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について
- 7 3特別委員会の審査調査の終了について
- 8 討論の通告について
- 9 議事日程第8号について
- 10 令和3年度議会政策提言について
- 11 その他
- 12 次回議運開催日時
3月17日（木）午前10時
- 13 本日の開議時刻

発議第 号

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山形県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（会派及び議員の責務）

第 1 条の 2 会派（所属する山形県議会議員（以下「議員」という。）が 1 人の会派を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすように努めるものとする。

第 2 条中「山形県議会議員（以下「」、「」という。）及び「(所属する議員が 1 人の会派を含む。以下同じ。)」を削る。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（政務活動費経理責任者の責務）

第 4 条の 2 政務活動費経理責任者は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督するように努めるものとする。

第 5 条第 2 項中「前条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「の最初」を「の最後」に改める。

第 13 条第 2 項中「会派に係る」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 坂 本 貴美雄 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 島 津 良 平

（提案理由）

政務活動費の適正な使用が図られるよう、会派及び議員並びに政務活動費経理責任者の責務を明確にするとともに、請求時期を変更するなどの所要の措置を講じるため、提案するものである。

山形県政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(交付の対象)</p> <p>第2条 県は、<u>山形県議会議員（以下「議員」という。）</u>の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（<u>所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。</u>）及び議員に対し、政務活動費を交付する。</p> <p>(知事への通知)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 議長は、年度の中途において、<u>前条第1項</u>から第3項までの規定による届出があったとき、又は政務活動費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の政務活動費の交付を知事に請求するものとする。この場合において、政務活動費の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときにあつては、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあつては、各四半期</p>	<p><u>(会派及び議員の責務)</u></p> <p><u>第1条の2 会派（所属する山形県議会議員（以下「議員」という。）が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすように努めるものとする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第2条 県は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派及び議員に対し、政務活動費を交付する。</p> <p><u>(政務活動費経理責任者の責務)</u></p> <p><u>第4条の2 政務活動費経理責任者は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督するように努めるものとする。</u></p> <p>(知事への通知)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 議長は、年度の中途において、<u>第4条第1項</u>から第3項までの規定による届出があったとき、又は政務活動費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するものとする。</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第7条 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の政務活動費の交付を知事に請求するものとする。この場合において、政務活動費の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときにあつては、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときにあつては、各四半期</p>

最初の月の10日（その日が山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「山形県の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに請求するものとする。

2～6 （略）

（収支報告書等の保存）

第13条 （略）

2 政務活動費経理責任者又は政務活動費経理責任者であった者及び議員は、会派に係る政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

最後の月の10日（その日が山形県の休日定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「山形県の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに請求するものとする。

2～6 （略）

（収支報告書等の保存）

第13条 （略）

2 政務活動費経理責任者又は政務活動費経理責任者であった者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

「政務活動費の手引」改訂のポイント

会派及び議員の説明責任並びに経理責任者の指導監督

会派及び議員は、政務活動費の交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすよう条例に明記されました。

また、会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の使用について所属する議員を指導監督するよう条例に明記されました。

＜手引該当ページ＞5ページ

山形方式精算払い（事前審査・後交付）の導入

従前の事前点検の仕組みを踏襲したうえで、前3カ月分の収支報告書（事前点検の書類）を提出した後に政務活動費の交付申請に進む流れを確立し、確実な事前点検を担保する仕組みを導入します。事前点検の形骸化を防止するために、四半期ごとの収支報告書を導入し、支出額を四半期ごとに確定します。

＜手引該当ページ＞5、21、23、28ページ

人件費の適切な支出の確保

現金を取扱う機会を減らし事故を未然に防止するとともに支払状況を確認できるよう、「口座払い」により第三者（銀行等）を介在させて行うこととします。

また、雇用状況を明らかにするため、雇用状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。また、職員を確認するために本人確認書類を添付することとします。

さらに、勤務実態を明らかにするため、勤務実績表を作成し証拠書類として提出することとします。

＜手引該当ページ＞16ページ

事務所費の適切な支出の確保

事務所状況を明らかにしたうえで適切な按分割合が選択できるよう、事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出することとします。

＜手引該当ページ＞14ページ

適用時期

令和4年4月から

政務活動費の手引

(改訂案)

山形県議会

令和4年3月改訂版
(令和4年4月1日運用)

目 次

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）	3
(2) 条例の制定・改正等の経緯	4
(3) 制度の概要	5

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項	7
① 実費による支出	7
② 按分による支出	7
③ 現金主義による会計処理	7
(2) 各経費の主な例及び運用の目安	8
① 調査研究費	8
② 研修費	1.0
③ 広聴広報費	1.1
④ 要請陳情等活動費	1.2
⑤ 会議費	1.2
⑥ 資料作成費	1.3
⑦ 資料購入費	1.3
⑧ 事務所費	1.4
⑨ 事務費	1.5
⑩ 人件費	1.6
(3) 政務活動費を充当するのに適さない経費等	1.7
① 私的財産の形成につながる経費	1.7
② 政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費	1.7
③ 政務活動費を充当するのに適さない会費等	1.8
④ 親族に対する支出	1.8
(4) 使途基準の運用に当たっての留意事項	1.9
① 実費支出の例外	1.9
② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分	1.9
③ 食糧費の支出	2.0
④ 支出年度区分の考え方	2.0

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ	2.1
(2) 交付等の手続き	2.3
① 会派結成届の提出	2.3
② 政務活動費の請求	2.3
③ 政務活動費の振込み	2.4
④ 交付を辞退する場合	2.4
⑤ 会派に異動や解散があった場合	2.4
⑥ 任期満了時等の政務活動費の請求	2.5
⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務活動費の返還	2.5
(3) 収支報告書について	2.6
① 収支報告書の作成及び提出の期限	2.6
② 収支報告書の記載事項	2.6
③ 収支報告書への領収書等の添付	2.7
④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）	2.8
⑤ 四半期ごとの事前点検の実施	2.8
⑥ 残余额の返還	2.9
(4) 会計帳簿等の整理・保存	3.0
① 整理・保存義務	3.0
② 保存する書類	3.0
(5) 閲覧	3.1
① 閲覧に供される書類	3.1
② 閲覧請求者	3.1
③ 閲覧期間	3.1
④ 閲覧場所等	3.1

4 税法上の取扱い

(1) 会 派	3.2
(2) 議 員	3.2

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）

① 地方自治法 第100条

(第14項)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

(第15項)

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(第16項)

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。



② 山形県政務活動費の交付に関する条例

(第2条)

県は、山形県議会議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が一人の会派を含む。）及び議員に対し、政務活動費を交付する。

(第3条の3第1項)

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加など県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経費に対して支出する。

(同条第2項)

政務活動費は、政務活動に要する次の経費に充てることができる。

- (1)調査研究費 (2)研修費 (3)広聴広報費 (4)要請陳情等活動費 (5)会議費
(6)資料作成費 (7)資料購入費 (8)事務所費 (9)事務費 (10)人件費

(第11条)

議長は、政務活動費の適正な使用を期すため、収支報告書が提出されたときは必要に応じて調査を行うものとし、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。



③ 山形県政務活動費の交付に関する条例施行規程

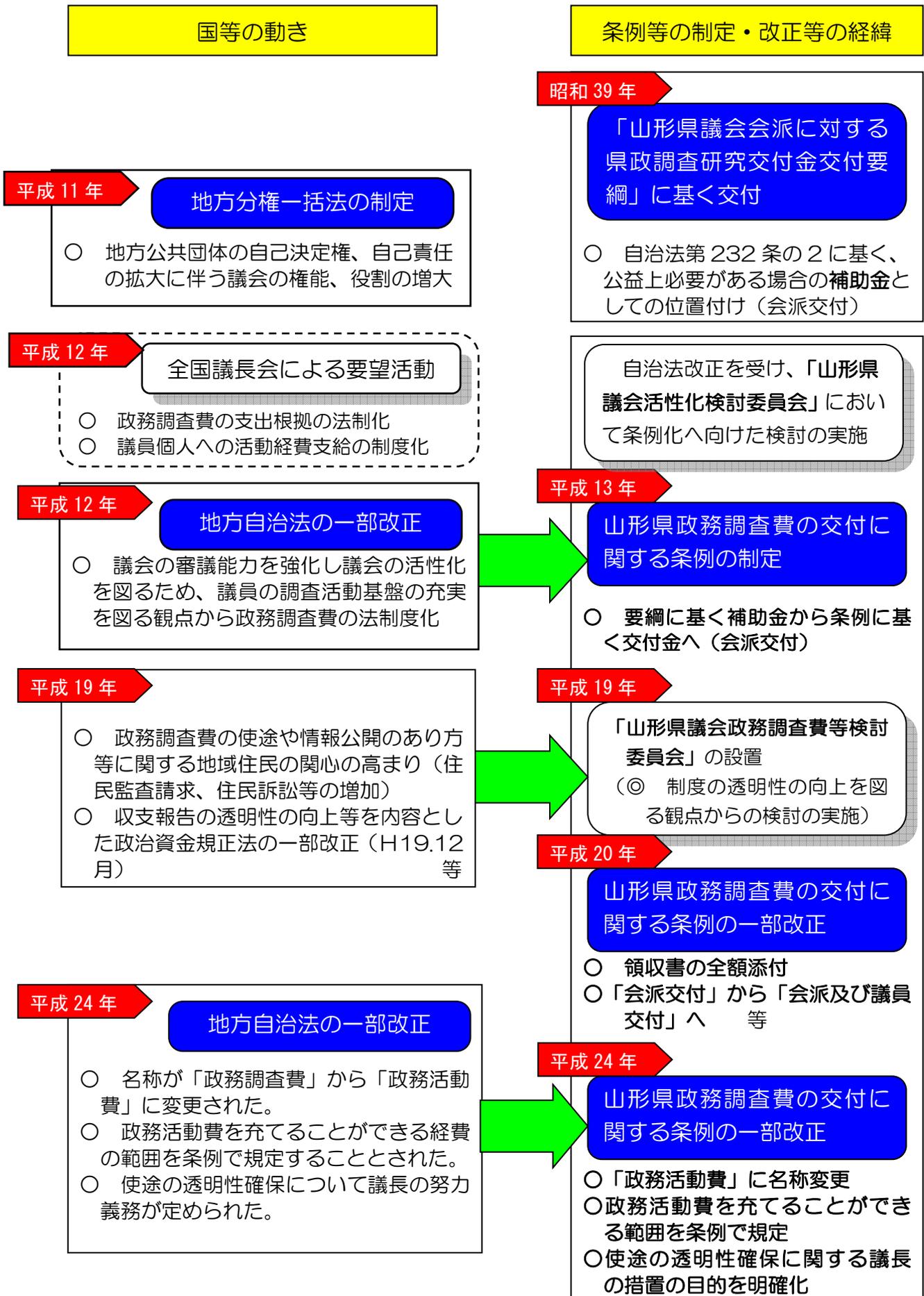
条例の施行に関し必要な事項を規定



④ 山形県政務活動費の取扱いに関する要領

支出に当たっての基本的事項、各経費の主な例及び運用の目安並びに政務活動費を充当するのに適さない事項等について規定

(2) 条例の制定・改正等の経緯



(3) 制度の概要

項目	内 容	関係条項
責 務	<p>会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その用途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たすように努めるものとする。</p> <p>会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督するように努めるものとする。</p>	<p>第1条の2</p> <p>第4条の2</p>
交 付 対 象	会派 （一人会派を含む）及び 議員	条例第2条
交 付 額	<p>会派 3万円（会派所属議員1人当り／月）</p> <p>議員 28万円／月</p>	<p>条例第3条</p> <p>第3条の2</p>
交 付 方 法	<p>四半期ごとに、会派及び議員からの請求に基づき交付する。</p> <p>※ 請求の期日は、4月は交付決定通知受領後10日以内、その他の各四半期は最後の月（9月、12月、3月）の10日まで</p> <p>※ 政務活動費の請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを提出した後に「政務活動費請求書」を提出することになります。</p>	条例第7条
使 途 基 準	条例、施行規程、要領に定める経費の範囲に従って支出。（※具体的運用の目安は手引を参照）	<p>条例第3条の3</p> <p>規程第5条</p> <p>要領</p>
収支報告書の提出	経費別の金額及び事業実施内容、事業の成果等を記載した収支報告書を、翌年度の 4月30日 まで議長に提出しなければならない。	<p>条例第10条</p> <p>（第2項）</p>
領収書等の添付	収支報告書には、支出に係る 領収書等の写し を添付しなければならない。	<p>条例第10条</p> <p>（第5項）</p>

議長の調査の権	議長は、収支報告書等が提出されたときは必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。	条例第 11 条
残余の返還	交付を受けた額に残余が生じたときは県に返還しなければならない。	条例第 12 条
証拠書類の整理保存	各会派の経理責任者及び議員は、会計帳簿を調製しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理し 5 年間保存しなければならない。	条例第 13 条
収支報告書の閲覧	何人も閲覧することができる。(収支報告書等の提出期限後、60日経過後から)	条例第 14 条

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項

① 実費による支出

政務活動は、会派及び議員の自発的意思に基き行われるものであり、基本的に、政務活動に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても**社会通念上妥当な範囲**のものであることを前提としたうえで、**実費による支出**を原則とする。

② 按分による支出

事務所費、人件費等において、政務活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、**実績等に応じた合理的な割合で経費を按分**する。

なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の**上限率は、原則2分の1**とする。

これを超えて支出する場合は、その積算根拠を明確にしておかなければならない。

③ 現金主義による会計処理

原則として現金主義（支出した時期によって区分）によるものとする。

ただし、前年度に利用したもので、その経費の支出が年度をまたぎ、収支報告書の提出前に行われたものについては、前年度の支出として整理することができるものとする。

また、年会費や年間購読料など、利用期間等が年度をまたぐ場合も支出した月で整理することとするが、その期間中に議員でなくなった場合は、任期を超える期間の相当額を返還するものとする。

(2) 各経費の主な例及び運用の目安

① 調査研究費	
<p>県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費 （資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費、参加費（食糧費を含む。）等）</p>	
主な例	運用の目安
公共交通機関 （鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶）	実費とする。
レンタカー	実費とする。
自家用自動車	県の旅費規程に基く車賃の額 （1 Km 当りの基準単価 37 円）を準用することができる。
高速道路、有料駐車場	実費とする。
代行車	政務活動のために飲食を伴う会合に出席した場合に限り、その実費を支出することができる。
日 当	支出できない。 （現地交通費、通信費等については実費で支出できるが、食事代は支出できない。）
政務活動を補助する配偶者等親族への交通費等の支出	原則として支出できない。 （配偶者等の政務活動の補助者としての活動実態により、例えば、通訳等専門技術的な補佐をする場合や、議員に身体的な障害があり活動を補佐する場合等は支出できる。）
政務活動を補助する職員への交通費等の支出	支出できる。
宿泊料	<p>実費とする。（食事代を除く。） なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とする。 （参考） 「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」にて規定する宿泊料 （1 泊につき） 甲地方 16,500 円 乙地方 13,300 円</p> <p>※なお、パック料金等で宿泊費と食事代の区分が困難な場合においては、朝食代として概ね 1,000 円、夕食代として 2,000 円を控除して充当することとする（ただし、「朝食無料サービス」の場合は控除不要）。</p>

海外視察経費		支出できる。 (国内旅費と同様に 実費 によるものとする。)
委託費		委託金額、具体的な委託業務等が明確である 契約書 を作成し、 成果物 を整理保管しておくこと。
調査相手方への謝礼等の支出		支出できる。
文書通信費		調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信費も含む。
食糧費	団体等が主催する会議と一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	調査研究を目的として出席した会議との 一体性・関連性 があり、かつ、 主催者の開催目的が意見交換等 であり、 実質的にも意見交換等が行われた場合 に限り、 自己負担分(会費等) を支出することはできる。 なお、その額についても 社会通念上妥当な範囲 とし、 5,000円以内 とする。
	調査研究を目的に、自己が主催する飲食を伴う会合の開催に要する経費	会合における参加者への 飲食代の支出は不可 とする。 (※ ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)
	会派及び議員間での調査研究を目的とした会合に要する経費	たとえそれが 政務活動の一環 として開催される場合であっても 支出できない 。
会費	団体等への 入会金及び年会費	当該団体の活動が 政務活動に適う ものであれば支出することができる。

※ 交通費、宿泊費、文書通信費に関しては、他の経費についても同様とする。

② 研修費		
<p>会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む）に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 （会場・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費、研修参加費（食糧費を含む）等）</p>		
主な例	運用の目安	
研修会の開催に伴う会場使用料	支出できる。	
研修会の開催に伴う講師謝金		
会費	議員連盟主催会合等の会費	<p>個々の議員連盟等の活動内容や実態が、政務活動に適うものである場合は支出できる。 なお、団体等が主催する会合等への会費については、会議費で整理するものとする。</p>
	政党主催の研修会の会費	<p>研修会の内容が政務活動に適うものであれば支出できる。</p>
	団体等への入会金及び年会費等	<p>当該団体の活動が政務活動に適うものであれば支出することができる。</p>
食糧費	団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	<p>政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することはできる。 なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。</p>
	自己が主催する飲食を伴う研修会の開催に要する経費	<p>研修会における参加者への飲食代の支出は不可とする。 （※ ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く） なお、本人の自己負担分（会費等）についても支出は不可とする。</p>
	会派及び議員間での懇談に要する経費	<p>たとえそれが政務活動の一環として開催される場合であっても支出できない。</p>

③ 広聴広報費

県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費
(広報誌・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等)

主な例	運用の目安
<p>広報誌の発行経費</p>	<p>広報誌の中に、後援会活動等の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、紙面の内容により判断し、記事の割合等により按分して支出する。(※ ただし、後援会が発行主体の場合は支出不可)</p>
<p>議員ホームページの作成・更新経費</p>	<p>後援会活動の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の場合と同様の考え方による。</p>
<p>広報誌の郵送に必要な封筒の印刷や郵送料</p>	<p>広報誌の発送分に限り、封筒の印刷費や郵送料を支出することができる。</p>
<p>県政報告会や広聴を行う場合の会場使用料・機材借上料</p>	<p>支出できる。</p>
<p>議会傍聴案内のチラシの作成費</p>	<p>政務活動との関連性及び有用性を有する範囲で支出することができる。</p>

④ 要請陳情等活動費	
会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)	
主な例	運用の目安
中央省庁、国会議員、県内関係機関等に対する要請陳情活動に要する経費	地域のための予算獲得や県政の課題解決のために行う要請陳情活動に要する 交通費、宿泊費等 を支出できる。
住民から個別に相談を受ける際に要する経費	政務活動の趣旨に沿った内容である場合に支出することができる。 なお、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」は「会議費」として支出するものとする。
地域関係者や参考人を伴った要請陳情活動の際の同行者の経費	原則として会派や議員の活動に対して支出できるものであり、同行者の経費は支出できない。
会費 団体等への入会金及び年会費等	当該団体の活動が政務活動に適うものであれば支出することができる。

⑤ 会議費		
会派又は議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費 (会場・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、会議参加費(食糧費を含む)、文書通信費、交通費、宿泊費等)		
主な例	運用の目安	
会議の開催に伴う会場使用料	支出できる。	
会議の開催に伴う講師謝礼等		
食糧費	団体等から議員として会議や会合等に出席要請があり、かつ、その会議や会合等を開催する目的が政務活動に適うものである場合に、参加に要する 自己負担分(会費等) を支出することはできる。(※交通費も同様。) なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、 5,000円以内 とする。	
	自己が主催する飲食を伴う会議の開催に要する経費	会議における参加者への 飲食代の支出は不可 とする。 (※ただし、茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)
	会派及び議員間での懇談に要する経費	たとえそれが政務活動の一環として開催される場合であっても 支出できない 。

⑥ 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
(印刷・製本代、委託費、原稿料等)

主な例	運用の目安
他の活動に係る部分との按分	後援会活動、政党活動等、他の用務に係る資料を含む場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。

⑦ 資料購入費

会派又は議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費
(書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

主な例	運用の目安
新聞・雑誌等の購読料	<p>政務活動に必要な情報収集等の手段として必要な新聞については、真に必要な部数とする。(原則としてスポーツ新聞を除く。)</p> <p>その他の雑誌(政党機関紙を含む)についても、真に必要な部数に限る。</p>
会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の年会費	政務活動に必要な情報収集等の手段として利用する場合の会費(年会費・月会費)を支出できる。
学習用機材の購入費や通信教育の受講費	政務活動に必要な学習機材や研修受講に対しては支出することができる。

⑧ 事務所費

会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
(事務所の賃借料、管理運営費等)

主な例		運用の目安
光熱水費	自宅、後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所光熱水費	基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。 ※ 他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を1/2とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。 ※ 事務所費の支出にあたっては、事務所毎に事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。（年度当初1回又は変更があった場合に提出）
賃借料	後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料	
	親族所有の建物への賃借料の支出	支出不可とする。
	親族又は議員が役員となっている団体等への賃借料の支出	支出不可とする。
	議員以外が契約者になっている場合	議員が政務活動として使用している場合に限り支出することができる。その場合、議員と契約者との連名による覚書等の文書を添付することとする。
維持修繕費	事務所の修繕費	支出不可とする。 なお、事務所の除雪経費や照明器具の設置および更新についても修繕費に含まれるものとして支出不可とする。

⑨ 事務費	
会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等)	
主な例	運用の目安
パソコン、テレビ等 高額な備品の購入	<p>備品・消耗品については、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、個人用のものは対象外。</p> <p>また、その価格や台数等についても、政務活動に要する備品という視点から社会通念上許容される範囲であること。</p> <p>他の活動に係る部分と併用される場合については、使用頻度や通話時間等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する。</p>
○ A 機器等のリース料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政務活動に使用している事務機器については、機器ごとの所有台数にかかわらず、使用実態に応じて支出できるものとする。 2. 標準的な按分割合は下記のとおりとする。 3. これを超えて支出する場合は、議員が使用実態を説明し、必要に応じてその裏付けとなる資料を添付する。
固定電話、携帯電話に係る経費	<p>(1) 固定型</p> <p>※固定電話、FAX、コピー、プリンター等、持ち運びしないパソコン等、設置場所を固定・限定して使用する機器</p> <ol style="list-style-type: none"> ①私用と議員活動用を共用している場合は1/4とする。 ②私用と議員活動用を区分している場合は1/2とする。 <p>※使用区分は設置場所により外形的に把握するものとする。</p> <p>(2) モバイル型 (移動型)</p> <p>※携帯電話 (スマートフォン含む)、i Pad 等のタブレット型端末、通信可能な小型パソコン等、持ち運びして使用できる機器</p> <ol style="list-style-type: none"> ①私用と議員活動用の区分ができないものは1/4とする。 ②議員活動専用を使用しているものは1/2とする。 <p>※使用区分は、議員の自己申告によって把握する。この場合、領収書等添付票に議員活動専用を使用していることを記載することによって議員活動専用とみなすものとする。</p>

⑩ 人件費	
会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)	
主な例	運用の目安
配偶者・親族の雇用に対する人件費	<p>原則として支出できない。</p> <p>なお、親族の範囲は「生計を同一にする者」とする。</p> <p>また、実態に応じ、例えば親族が政務活動に関して専門的知識があるなど特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合や、その勤務実態が、実質的かつ外形的にも政務活動に適うものと認められる場合に限り充当できる。(勤務の態様を勘案せず、一律定額での支給は認められない。)</p>
事務所で継続的に雇用している者に対する人件費	<p>特定の政務活動用務に係る短期的雇用の場合で、専ら政務活動に従事しているのであれば全額支給できる。</p> <p>常時雇用において他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合(政務活動に従事する平均時間、日数等)で按分して支出する。</p> <p>なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあり従事割合が明確にできない場合は、原則として上限を2分の1とする。</p> <p>また、常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動に専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする。</p>
会派にいる職員(政党から派遣されている者)に対する人件費	<p>※ 現金を取扱う機会を減らし事故を未然に防止するとともに支払状況を確認できるよう、給料等を「口座払い」により第三者(銀行等)を介在させて行うこととする。</p> <p>また、雇用状況を明らかにするため、雇用状況報告書(本人確認書類添付)を作成し証拠書類として提出することとする。(年度当初1回又は変更があった場合に提出)</p> <p>さらに、勤務実態を明らかにするため、勤務実績表を作成し証拠書類として提出することとする。</p>

(3) 政務活動費を充当するのに適さない経費等

① 私的財産の形成につながる経費	
政務活動費の充当の範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限る	<p>政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながる以下のような場合は充当できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出 ● 自動車の購入（リースを含む。）、修理点検等維持経費 ● 政務活動に直接必要としない備品等の購入経費（絵画、冷蔵庫、衣服等）
② 政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費で次に掲げるもの	
政党活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 政党組織の事務所の設置維持経費、人件費 ● 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費 ● 政党役員経費
選挙活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙における各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費、その他の選挙活動費
後援会活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費
私的活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体役員や経営者としての資格等、個人としての社会的地位によって招待された式典、会合 ● 慶弔餞別費、冠婚葬祭費等（見舞、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮、慶弔電報、年賀状購入費等） ● 宗教活動費（檀家総代会、報恩講、宮参り等） ● 観光、レクリエーション、親睦会経費等

③ 政務活動費を充当するのに適さない会費等で次に掲げるもの	
個人の立場で加入している団体に対する会費	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会費、公民館費、PTA会費、商工会費、同窓会費、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（ライオンズクラブ、ロータリークラブ、趣味の会等）の会費 等
団体の活動総体が政務活動に寄与しない場合その団体に対して納める年会費、月会費	<ul style="list-style-type: none"> ● 多額の還付金が生じる議員連盟の年会費 ● 会食代等が主な充当先である団体の年会費等
飲食、会食を主目的とする各種会合の参加に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 新・忘年会、暑気払い、芋煮会、寒鱈会等（ただし、当該会合の名称にかかわらず、主催者が県政等に係るニーズを理解してもらうために議員に対して出席を求める場合を除く。）
団体の役員を兼任している議員が、当該団体の役員として総会等に出席する場合に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 議員の資格ではなく、団体等の役職者の資格で、当該団体の理事会、役員会、総会、大会等の出席に要する経費（ただし、名誉職的な役職（「顧問」等）の場合を除く。）

④ 親族に対する支出	
生計を一にする親族への支出	<ul style="list-style-type: none"> ● 親族所有の建物の賃借料、親族が役員となっている団体への賃借料 ● 親族の雇用に係る人件費

(4) 各経費の運用に当たっての留意事項

① 実費支出の例外

自家用車利用時の交通費

自家用車を利用して政務活動を行った場合、政務活動に係る燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、別途、合理的方法により算出した基準単価として、県の旅費規程で規定する自家用車利用時の車賃の額を準用することができる。

県職員等の旅費に関する条例

第 18 条 車賃の額は 1 キロメートルにつき 37 円とする。

② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分

会派に交付された政務活動費の議員個人への配分

会派に交付された政務活動費を単純一律に議員個人に配分することは適当ではないが、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対し必要な経費を支弁することはありえる。その場合、当該経費の収支について議員から会派に報告し、残額は会派に返還する必要がある。

議員に交付された政務活動費を用いての会派としての活動

会派に所属する議員が共同して調査研究を行う場合や、会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することはありえる。(人件費についても同様。) その場合、個人に係る政務活動費として収支を明確にしておく必要がある。

会派で従事する職員の雇用主が会派や議員でない場合

- 会派で従事している職員の雇用主が政党の支部や後援会等の場合、雇用主（政党、後援会等）と会派又は議員の間で契約書や協定書を締結したうえで、給与ではなく雇用主に対する委託料や負担金等として支出する方法等も考えられる。
なお、いずれの場合であっても所得税や社会保険料等の取扱いに留意する必要がある。

③ 食糧費の支出

政務活動費で食糧費を支出できる場合は、**限定的**に考えるべきものと思われます。(政務活動費は、原則として**政務活動に直接必要とする経費**に限られ、外形的にも、日常的に行われる飲食等と区別することが困難な場合があることや、その必要性・妥当性に疑問を持たれる場合があること。)

× 支出が不適切な場合

- ・会派及び議員間での懇談会経費
- ・自己が主催する研修会や会議における**参加者への飲食代**（茶菓代(参加者1人あたり300円以内)を除く)

○ 支出が可能な場合

- ・調査研究を目的として他者が主催する研修会や会議に一体又は連続した懇談会（情報交換や意見交換を伴うもの）に参加した場合。→調査研究費または研修費として支出
 - ・議員として出席を要請された各種会合等に参加した場合。→会議費として支出
- ※ただし、5,000円を上限とし、案内文や次第など、会議等の内容がわかるものを添付すること。

△ 場合により支出が可能な場合

- ・政務活動に伴う調査等相手方又は調査同行者への飲食代については、当該**飲食を行うことが政務活動の一環**として行われ、それが社会通念上妥当なものであると認められる場合等に限り支出できるものと考えられます。

④ 支出年度区分の考え方

- ・原則として現金主義（支出した時期によって区分）によるものとする。
- ・ただし、前年度に利用したもので、その経費の支出が年度をまたぎ、収支報告書の提出前に行われたものについては、前年度の支出として整理することができるものとする。

【イメージ】

	新年度		収支報告書 提出期限	収支報告書 閲覧開始			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	年度 区分
パターン1	←利用期間→	請求 支払い					旧年度
パターン2	←利用期間→	請求	支払い	支払い時期は新年度だが、旧年度に区分することも可能			新年度
パターン3	←利用期間→		請求 支払い				
パターン4	←利用期間→		請求	支払い			
パターン5	←利用期間→			請求	支払い		
パターン6	←利用期間→			請求	支払い		
パターン7		←利用期間→			請求	支払い	

(1) 支出した時期が新年度 ⇒ 新年度の支出に区分

(2) ただし、支出が年度をまたいで収支報告書の提出前に行われたもの ⇒

旧年度の支出とすることも可能

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ（全体フロー）

手 続 き	時 期	内 容 等	
会派の届出	<ul style="list-style-type: none"> 会派結成時 異動、解散時 	会派 → 議長	議員 → 議長
		<ul style="list-style-type: none"> 会派結成（異動、解散）届の提出 	—
※交付を辞退するとき	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定通知前 	<ul style="list-style-type: none"> 交付辞退届の提出 	
知事への通知	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月5日まで 変更の都度 	議長 → 知事	
		<ul style="list-style-type: none"> 会派結成（異動、解散）届のあった会派の通知 	<ul style="list-style-type: none"> 交付を受ける議員名の通知
交付決定の通知	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度当初 変更の都度 	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		<ul style="list-style-type: none"> 交付決定通知（※ 交付辞退⇒除いて通知） 	
政務活動費の請求	<ul style="list-style-type: none"> 四半期ごとに、会派及び議員からの請求に基づき交付する。 	会派 → 知事	議員 → 知事
		<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費請求書（3万円×会派所属議員数×3か月分）を各四半期ごとに請求 	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費請求書（28万円×3か月分）を各四半期ごとに請求
政務活動費の交付	<ul style="list-style-type: none"> 請求後、速やかに 	知事 → 会派	知事 → 議員
		<ul style="list-style-type: none"> 請求額を交付 	<ul style="list-style-type: none"> 請求額を交付
政務活動費の支出	<ul style="list-style-type: none"> 随 時 	会派経理責任者	議員
		<ul style="list-style-type: none"> 事業（政務活動）の実施 政務活動費の支出 領収書の取得（支払証明書の記載） 会計帳簿の記載 	

収支報告書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・交付年度の翌年度 4 月 30 日まで ・会派解散、議員辞職等の翌日から 30 日以内 	会派代表者 → 議長	議員 → 議長
		<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の提出（※収支金額、残余、事業実施内容、事業の成果を記載） ・領収書（写）の添付（※領収書等が取得できないときは、支払証明書（原本）） 	

収支報告書の議長による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書等の提出の都度 	議長 → 会派・議員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ議長による調査を行い、必要があるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。 	

収支報告書（写）の知事への送付	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書等の提出の都度 	議長 → 知事	
		<ul style="list-style-type: none"> ・会派及び議員から提出のあった収支報告書等（写）の知事への送付 	

残 余 額 の 返 還 （残余が生じたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書提出後、随時 	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書の発行 	
		会派代表者 → 知事	議員 → 知事
		<ul style="list-style-type: none"> ・残余额の返還 	

収支報告書等の閲覧開始	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書等の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日から 	会派の収支報告書	議員の収支報告書
		<ul style="list-style-type: none"> （※何人も請求できる） ・議会事務局総務課内 ・午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（山形県の休日以外の日） 【保存期間】 ・提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで 	

会計帳簿等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書等の提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで 	会派経理責任者	議員
		<ul style="list-style-type: none"> ・会計帳簿（経理簿） ・領収書（原本） ・支払証明書（写） ・その他証拠書類 	

(2) 交付等の手続き

① 会派結成届の提出（条例第4条第1項）

会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、「会派結成届」を議長に提出しなければなりません。

— 記載事項 —

- ▶ 会派名称及び会派代表者氏名
- ▶ 会派経理責任者氏名
- ▶ 会派所属議員数及び所属議員氏名

- ※ 「議会運営上の会派の届出」とは別に、別途、「会派結成届」提出する必要があります。
- ※ 議員交付分については、届出は必要ありません。
- ※ 一人会派の場合でも、会派としての政務活動費の交付を受ける場合は、会派結成届を提出する必要があります。

一人会派について

- 条例上、一人会派への政務活動費の支給（3万円／月）は、会派としての活動を前提として認められたものです。
- 一人会派を結成し、会派としての政務活動を行う場合は、議員個人としての活動との区別が不明確とならぬよう、収支報告書においても、会派としての活動と個人の活動を区別するよう留意する必要があります。

② 政務活動費の請求（条例第7条第1項～4項）

会派及び議員は、知事からの交付決定通知受領後、政務活動費の交付を受けようとするときは、各四半期ごとに「政務活動費請求書」を知事に提出する必要があります。

— 請求書の提出期限 —

- ▶ 4月は知事からの交付決定通知受領後10日以内、その他の各四半期は最後の月（9月、12月、3月）の10日まで
- ▶ 請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを期日まで提出した後に「政務活動費請求書」を提出すること

— 記載事項 —

- ▶ 交付を受けようとする金額
- ▶ 金融機関名
- ▶ 口座種別、口座番号、口座名義人氏名
- ※ 口座名義人氏名は、会派交付分にあつては会派名及び会派代表者氏名、議員交付分にあつては、議員氏名となります。
- ※ 四半期の途中で会派に所属する議員の数の異動があつたときは、翌四半期に交付額を調整のうえ請求することとなります。

③ 政務活動費の振込み（条例第7条第6項）

「政務活動費請求書」に基づき、請求のあった金融機関口座に、知事から、四半期ごとに政務活動費が振込まれます。

会派交付分

- ▶ 3万円×会派所属議員数×3か月分 / 年4回

議員交付分

- ▶ 28万円×3か月分 / 年4回

④ 交付を辞退する場合（施行規程第4条）

議員は、政務活動費の交付を辞退する場合は、交付決定前に政務活動費の交付を辞退する旨の届出を議長に提出する必要があります。

また、辞退していた政務活動費を新たに交付を受けようとする場合にも、その旨を議長に届け出る必要があります。

— 記載事項 —

- ▶ 交付を辞退する議員氏名
- ▶ 交付を辞退する期間
- ▶ 交付を受けようとする期間（※辞退後、新たに交付を受けようとするとき）

※ 交付決定後に交付を辞退することは、既に確定した債権を放棄することになり、公職選挙法で禁止されている「寄附の禁止」に抵触する可能性があるため、交付を受ける意思のない場合は、交付決定前に辞退届を提出する必要があります。

⑤ 会派に異動や解散があった場合（条例第4条第2項、第3項）

会派に異動や解散があった場合は、会派の代表者から議長に、会派異動（解散）届けを提出する必要があります。

異動届けが必要な場合

- ▶ 「会派の名称」「代表者の氏名」「経理責任者の氏名」の変更及び「所属議員数の増減」があった場合

解散届けが必要な場合

- ▶ 会派が解散したとき。

※ 政務活動費は月の初日における各会派の所属議員数に3万円を乗じて得た額が交付され、月の途中で異動があった場合であっても、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

※ 議員交付分についても同様に、月の途中で辞職や、補選による当選があった場合でも、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

※ 異動の結果、所属議員の増加（または減少）によって、本来、その会派により多く（または少なく）交付されるべき分は、次の四半期の交付の際に相殺して交付されません。

※ また、年度末の会派異動等により次の四半期の交付での相殺が困難な場合、当該会派に対して本来、より多く交付されるべき分を追加交付する（または、本来より多く交付された分の返還を求める）こととなります。

⑥ 任期満了時等の政務活動費の請求

(条例第8条第1項、第4項、第5項)

任期満了時までの政務活動費の請求

- ▶ 四半期の中途に議員の任期が満了するときは、会派交付分、議員交付分ともに、**任期満了の月までの分を請求**します。(例：4月29日に任期が満了するとき→4月分のみを請求する。)

新たな任期開始後の政務活動費の請求

<会派分>

- ▶ 通常は月の初日に会派に所属する議員の数に応じて交付されますが、任期満了による新たな任期が開始した場合は、特例として、任期満了日の属する月の翌月の初日から新たな任期開始後最初に開催される議会の招集日までの間に会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた月の政務活動費が交付されます。

(例：4月29日に任期が満了し、5月10日に臨時会が開催される場合に、5月7日に会派結成届出を提出→5月分、6月分を請求する)

※ 議会の解散により議員の新たな任期が開始した場合も同様です。

<議員分>

- ▶ 月の初日に在職する議員に対し交付されますので、4月29日に任期が満了し、4月30日から新たな任期が開始した場合は、5月分、6月分を請求することとなります。

⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務活動費の返還

(条例第8条第2項、第3項)

会派解散時等の政務活動費の返還

- ▶ 四半期の中途に会派が解散（又は議会が解散）したときは、3か月分の前払いを受けた政務活動費のうち、**解散の日の属する月の翌月以降の分を返還**しなければなりません。(解散の日が月の初日の場合は、同月分も返還。)

(例1：第1四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しが早く準備できたため第2四半期分の「政務活動費請求書」を7月10日に提出し、7月25日に交付を受けたが、7月28日に会派が解散した場合⇒8月分、9月分を返還)

議員辞職時等の政務活動費の返還

- ▶ 四半期の中途に議員が**辞職、失職、死亡、除名、議会の解散**により議員でなくなった場合も、会派の場合と同様に、**同日の属する月の翌月以降の分を返還**しなければなりません。(同日が月の初日の場合は、同月分も返還。)

(3) 収支報告書について

① 収支報告書の作成及び提出の期限（条例第10条第2項～第4項）

会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収支の報告書を作成し、翌年度の4月30日まで議長に提出する必要があります。

- ※ 会派の解散や、議会の解散、議員の任期満了及び辞職、失職等により議員でなくなった場合は、当該日の翌日から30日以内に提出する必要があります。
- ※ 提出期限の翌日から5年を経過した日の属する年度の末日まで、議長において保存されます。
- ※ 一人会派の場合は、議員交付分と会派交付分とを区分し、各々提出することとなります。

② 収支報告書の記載事項（条例第10条別記様式）

収 入

当該年度に交付を受けた政務活動費の総額。

- ※ 12ヶ月分交付を受けた場合は、 $28万 \times 12ヶ月 = 336万円$
(議員交付の場合)

支 出

条例に定める経費ごとに、政務活動費を充当して支出を行った額とその総額。

- ※ 支出総額は収入総額を超えないこと。(交付を受けた政務活動費以外の経費を充当して政務活動を行った場合であっても、収支報告書には交付を受けた額を充当して行った政務活動に係る支出額を記載し、添付する領収書についても当該支出額に係る分とする。)

残 余

収支の差引残余が生じた場合は、その額。(後日、返還することとなります。)

事業実施内容

調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費及び会議費について、主な事業内容(事業名、実施回数、場所、参集範囲等)を記載する。

事業の成果等

政務活動に係る事業の項目(目的)ごとに、事業の成果等を記載する。

- ※ 政務活動の実施に伴い、条例等の制定・改正や議会における質疑、各種要望活動等に結びついた事例、又は政務活動を通して抽出された政策課題や改善策等を記載する。

③ 収支報告書への領収書等の添付（条例第10条第5項）

収支報告書には、支出金額にかかわらず、全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければなりません。

- ※ 各支出科目ごとに整理のうえ提出願います。（収支報告書に記載された各支出科目ごとの金額と領収書等の額との突合が必要となります。）
- ※ 領収書の額面額のうち、按分や一部充当により政務活動費としての支出分を計上する場合は、領収書等を添付した用紙等に当該額を記載してください。

領収書等証拠書類の範囲

1) 領収書の要件

- ① 金額の表示
- ② 受取人表示（氏名又は法人名、印鑑）
- ③ 宛名の表示（会派名、議員名）

※後援会活動等との按分の場合は、後援会事務所宛の場合もありえます。その場合は後援会と議員との負担関係を覚書として残しておくことが適切です。

- ④ 受領日付の表示

(注)

- 目的物の表示及び受領の文言があることが望ましい。
- 5万円以上の支出については、収入印紙が貼付してあること。

2) その他証拠書類

- ① レシート（ただし、可能な限り領収書を取得すること。）
- ② 航空機搭乗券の半券
- ③ 電話料通話明細書
- ④ ATM等による振込通知書
- ⑤ 預金通帳の写し
- ⑥ クレジットカード売上表（売上表を紛失した場合は、カード会社から送付される利用明細書）
- ⑦ ETC利用証明書（インターネットによるETC利用照会サービスにより取得可。）

3) 政務活動の内容を客観的に示す資料・写真などの添付

領収書等添付票などに具体的な活動内容を記載するほか、客観的に示す資料の写しや写真などを添付することが望ましい。

④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）

（条例第10条第5項）

領収書等の取得が困難な場合や、領収書によっては政務活動費による支出内容の証明が困難な場合等は、会派の代表者又は議員が「支払証明書」を作成し、収支報告書に添付しなければなりません。

支払証明書によることができる場合：（例）

- ▶ 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの。
- ▶ 緊急の場合で領収書を取得するいとまがなかったもの。
- ▶ 自家用車利用による交通費。（1 km 当り 37 円の県の基準単価で積算）

※ 「支払証明書」は原本を提出し（押印）、写しを会派又は議員が保管してください。

※ 「支払証明書」は各支出科目ごとに作成してください。

※ 「支払証明書」には支出年月日、支払額、支払先、面談の有無、内容及び場所を記載してください。（自家用車利用の場合はさらに距離数等を記載）

⑤ 四半期ごとの事前点検の実施

会派及び議員は、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類及び会計帳簿のそれぞれの写しを次に掲げる期限までに議長に提出し、事前点検を受けなければなりません。

なお、期限までに提出がない場合、議長は、会派の政務活動費経理責任者を通して議員に督促を行います。

第1・四半期（4～6月分）8月末日まで

第2・四半期（7～9月分）11月末日まで

第3・四半期（10～12月分）翌年の2月末日まで

第4・四半期（1～3月分）第1から第3・四半期分と合わせて、翌年度の4月30日まで

※ 提出の期限が山形県の休日に当たるときは、その翌日を期限とします。

※ 政務活動費の請求をするときには、前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しを提出した後に「政務活動費請求書」を提出することになります。

※ 事前点検の提出期日と「政務活動費請求書」の提出期日が近接していますので、出来る限り1カ月単位の事前点検を励行願います。

※ 事前点検を終えた前四半期分の収支報告書と領収書その他の証拠書類の写しは事務局で保管します。（原本は議員本人が保管すること。）

⑥ 残余额の返還（条例第12条第1項）

会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額を県に返還しなければなりません。

－ 返還の方法 －

- 県が発行する納入通知書により、納付期限内に金融機関の窓口で納付していただくこととなります。

(4) 会計帳簿等の整理・保存

① 整理・保存義務（条例第13条第2項）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出に係る会計帳簿その他証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければなりません。

【例】



② 保存する書類

会派及び議員が保存

- 収支報告書（控え）
- 支払証明書（写）
- 領収書等（原本）
- 会計帳簿（経理簿等）
- 通帳
- 賃貸借契約書（事務所、OA機器等）
- 雇用契約書（事務員）
- 委託契約書（調査委託等）
- その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等

議長に提出（議長が保存）

- 収支報告書
- 支払証明書（原本）
- 領収書等（写）
- (必要に応じて) その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等

(5) 閲覧

① 閲覧に供される書類（条例第14条第2項）

- ▶ 収支報告書
- ▶ 添付書類（— 領収書等（写し）・支払証明書（原本）—）

※ 山形県議会情報公開条例第6条第1項各号に基く不開示情報はマスキングのうえ、閲覧に供されます。

<不開示情報>

- 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの。
- 開示をすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるもの。 等

② 閲覧請求者（条例第14条第1項）

何人も閲覧することが可能です。

③ 閲覧期間（条例第14条第3項）

閲覧開始日 収支報告書の提出期限（翌年度4月30日）の翌日から60日を経過した日の翌日から。

閲覧終了日 収支報告書の提出期限（翌年度4月30日）の翌日から5年を経過した日の属する年度の末日まで。

④ 閲覧場所等（条例第14条第4項）

閲覧場所 県議会事務局総務課 事務室内

閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで（山形県の休日以外の日）

4 税法上の取扱い

(1) 会 派

会派は「人格なき社団」ですが、「人格なき社団」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税されるものです。

会派は収益事業を行っていないので、課税されません。

(2) 議 員

議員個人に対する政務活動費は、議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために支出されることとされています。

したがって、政務活動費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから政務活動のために支出した費用を控除した収支差額については、返還する義務があるため、剰余が生ずることはありません。

その結果、課税所得は発生しないこととなります。

意見書(案)

世界平和実現のための外交の強化と国民の平穏な生活を守るために
必要な対策を求める意見書

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始し、ウクライナの主権、領土、そして国民の平穏な生活を武力で侵害している。

この侵略行為の間隙を突き、北朝鮮は2月27日と3月5日に弾道ミサイルを発射したが、本県の漁船等をはじめとする船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。また、3月2日には、ロシア国籍とみられるヘリコプター1機が北海道・根室半島南東沖の領空を侵犯したほか、10日には、北方領土においてロシア軍による軍事訓練が行われた。加えて、中国は尖閣諸島周辺で中国海警局の公船による領海侵入を繰り返す状況にある。

ロシアによるウクライナへの侵略行為は、欧州にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないものであり、我が国の安全保障をめぐる環境は一層厳しさを増している。

よって、国においては、国際社会と協調しながら世界平和の実現のための外交を強化するとともに、万一の事態に備え、国家の安全保障の重要性に関する国民の理解促進に努めながら、我が国の主権、領土、国民の平穏な生活を守るため万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 島津 良平

意見書(案)

ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響の抑制を求める意見書

欧米や我が国はウクライナへの侵略を続けるロシアに対し本格的に経済制裁を開始した。

原油価格は昨年から上昇傾向にあったが、この侵略を契機に一気に跳ね上がった。また、ロシアへの経済制裁により、液化天然ガス、希少金属、小麦や水産物などの品不足や値上げが危惧される。

本県においては、さくらんぼ加温栽培等における生産コスト上昇による収益悪化や、県内企業からの半導体製造用ガスやパラジウムの価格高騰と安定確保を不安視する声が寄せられるなど、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。家庭ではガソリン・灯油の値上がりが家計を圧迫しており、今後この侵略が長期化すれば、それらの更なる値上がりや小麦粉製品の価格上昇など県民生活に広く影響が及ぶおそれがある。

また、エネルギー資源を輸入に頼る我が国においては、原油や液化天然ガスの安定調達は至上命題であり、国際的なエネルギー市場の安定化に向けて積極的に働きかけていく必要がある。

よって、国においては、ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響を最小限に抑えるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ロシアへの経済制裁により生じるガソリン・灯油、食料品等の日常生活品、原油・液化天然ガス、希少金属類等の生産活動に必要な資源の価格高騰や供給不足について適切な対策を講じること。
- 2 エネルギー資源の主要消費国や国際エネルギー機関をはじめとする関係機関と連携しながら、国際的なエネルギー市場安定と国内のエネルギーの安定供給に向けて、増産の働きかけなどより一層取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣 あて
農林水産大臣
経済産業大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 島津 良平

意見書(案)

地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書

国は東京圏への人口の一極集中の是正に取り組んでいるが、東京圏への転入超過は26年連続となり、地方からの人口流出に歯止めがかかっていない状況にある。

本県でも移住・定住の促進をはじめとする地方創生に取り組んでいるが、人口の減少と流出は続いており、特に進学や就職を迎える若者の転出超過が課題となっている。

また、従前から、国は人口減少社会を見据えてコンパクトシティの形成を推進し、地方における市街化区域の拡大抑制など都市の開発を厳しく制限してきている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中のリスクを改めて顕在化させたが、テレワークや副業など新しい働き方等の普及を促し、地方への移住・定住に対する関心を一層高める契機となった。令和3年には東京都特別区で初めて転出超過となるなど、都市部から地方への人の流れが大きくなりつつある今こそ、地方への人口の分散が求められている。

よって、国においては、東京圏への人口の一極集中を是正し、地方への移住・定住を促進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 省庁等政府関係機関の移転を一層進めるとともに、大学の地方移転を促す施策を推進すること。
- 2 地方への定住や二地域居住が有利になる税制の見直しなど思い切った制度改革を進めること。
- 3 地方において、全国の大学と連携してオンライン授業を集約・配信する「オンライン大学」など魅力と特色のある大学の創設が可能となるよう、大学設置基準を緩和すること。
- 4 人口増加に資する土地利用政策については、地方の実情に応じて進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 あて
文部科学大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
（地方創生）
まち・ひと・しごと
創生担当大臣

山形県会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員長
相 田 光 照

意見書(案)

地域医療を担う医師の確保に向けた対策を求める意見書

医療法及び医師法の一部を改正する法律において、都道府県は、医師確保計画を策定し、地域の実情を踏まえた医師の不足及び偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

本県では、山形県医師確保計画を策定し、修学資金の貸与や臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスを開催するなど、医師少数県からの脱却に向けて取り組んでいるところであるが、臨床研修医のマッチング率が都市部に比べて低いなど、依然として都市部へ医師が集中している状況である。

また、2024年4月以降、医師の働き方改革として、勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されるが、医師が不足している地域において十分な医師確保が図られないまま対応を迫られた場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念される。

よって、国においては、地域医療を担う医師を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しを行うなど、医師の都市部への偏在を是正し、地域に医師が定着するための対策を講じること。
- 2 医師の働き方改革の推進にあたっては、医師が不足している地域での更なる医師不足を助長することがないように、地域における医師の確保・偏在対策の着実な進展と一体的に取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会健康医療・女性若者活躍対策特別委員長
石黒 覚

意見書(案)

外国人材の円滑な受入れに向けた環境の整備等を求める意見書

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際貢献を目的として平成5年に導入された制度であるが、結果として日本の労働力不足を補っている側面もある。令和2年に全国の労働局や労働基準監督署が監督指導を行った外国人技能実習実施事業者のうち約7割で、労働基準関係法令違反が認められるなど環境整備が十分とは言えない状況である。

また、中小企業をはじめとした人手不足の解消を目的に平成31年4月、新たな在留資格である「特定技能」が創設され、新たな外国人材の受け入れが可能となったが、一定の専門性・技術力を有し即戦力となることが条件であるうえ、新型コロナの影響もあり受入れは進んでいない。

地方においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足に対応するために、外国人の労働力が求められているが、外国人材を受け入れる体制が整っていない場合、労働力が確保できないことが懸念される。

よって、国においては、事業者が外国人材を円滑に受入れられる環境を整備するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 外国人が日本で生活するために必要な在留資格手続や社会保険制度をはじめとした各種手続きを確実にを行い、日本人労働者と同様の適正な労働条件を確保できるよう、受入企業等に対して、制度や手続きに関する十分な情報発信及び監督指導を行うこと。
- 2 人材の確保が困難な地方における外国人材の受入れを促進するため、日本語教育や生活支援に取り組む地方自治体等に対して必要な財政措置の確保・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 　あて
財務大臣
法務大臣
外務大臣
厚生労働大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会経済活性化・雇用対策特別委員長
菊池 大二郎

発議第 号

決 議 (案)

政治倫理の向上に向けた宣言

県議会は県民の信頼の上に成り立つものであり、県民の負託を受けた議員は高い倫理観と使命感を持ち、公的にも私的にも自らを厳しく律し行動しなければならない。

しかしながら、この度、本県議会議員による長年にわたる政務活動費の不正受給が明らかになった。これは、県民の信頼を損なう行為であり、決して許されるものではない。

このことを受け、我々山形県議会議員一人ひとり、改めて公選職としての自覚と矜持を持ち、更に政治倫理の向上に努め、常に真摯に県民の負託と信頼に応え、全力で職務を遂行することにより、県政発展に尽くすことを固く誓うものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 島 津 良 平

山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正について（案）

〈要綱改正のポイント〉

山形県議会議員政治倫理要綱に議員の「行為規範」として、政務活動費の適正使用と使途の明確化を追加規定すること。

（関係条文 第3）

山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正（案） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(行為規範)</p> <p>第3 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員は、県民全体の利益の実現を目的として行動する。 2 議員は、地方自治の本旨並びに山形県議会会議規則に則り、議員としての責務を全うする。 3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。 4 議員は、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、県民の支持と信頼を培う。 5 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の利益を損なうことがあってはならない。 6 県の建設工事受注企業又は県の補助金等の交付団体の役員に就任している議員は、その地位を利用して当該企業又は団体の利益を擁護することがあってはならない。 7 議員は、政治倫理に関し、政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする。 	<p>(行為規範)</p> <p>第3 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議員は、県民全体の利益の実現を目的として行動する。 2 議員は、地方自治の本旨並びに山形県議会会議規則に則り、議員としての責務を全うする。 3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。 4 議員は、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、県民の支持と信頼を培う。 5 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の利益を損なうことがあってはならない。 6 県の建設工事受注企業又は県の補助金等の交付団体の役員に就任している議員は、その地位を利用して当該企業又は団体の利益を擁護することがあってはならない。 7 議員は、<u>政務活動費を適正に使用するとともに、その用途を明確にする。</u> 8 議員は、政治倫理に関し、政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする。

2022年3月16日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 関 徹



発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑	一般質問	討論 (賛成・反対)	一身上の弁明
<p>発議第6号、地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書(案)に対する反対</p> <p><発言の趣旨></p> <p>高等教育機関におけるオンライン授業についての是非が問われている中で、オンライン授業を大きく拡大することも想定される大学の創設のための大学設置基準緩和を求めている事、省庁等政府関係機関移転を一律に求めている事、土地利用政策の内容が不明である事、から反対。</p>				

令和4年3月16日

山形県議会議長 坂本 貴美雄 殿

山形県議会議員 遠藤 和典



発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ 討 論 ・一身上の弁明	
発 言 の 要 旨		答 弁 者
1. 発議第6号 地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書(案)に対して 賛成 (要 旨) これまで、一年間積み上げてきた議論は、本県の発展を最大の目的として提案したものであり、各委員の発言・考えを最大限尊重して、取りまとめられたものとするものであるため、賛成。		

会 議 順 序 表

[議事日程第8号]

令和4年3月16日(水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法												
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第8号、その他)													
2	<p style="text-align: center;">< 開 議 ></p> ○ 議案上程 (議第65号) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 採決 (議第65号)	簡 易												
3	○ 議案上程・採決 議第66号 山形県教育長の任命について	簡 易												
4	○ 山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての発議案上程・採決(発議第3号)	簡 易												
5	○ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について													
6	○ 関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会の調査終了報告について ○ 健康医療・女性若者活躍対策特別委員会の調査終了報告について ○ 経済活性化・雇用対策特別委員会の調査終了報告について													
7	○ 意見書案上程 (発議第4号から発議第8号までの5件) ○ 討論 11番 関 徹 議員 9番 遠 藤 和 典 議員 ○ 採決 (1) 発議第6号 (2) (1)を除く4件	起 立 簡 易												
8	○ 関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会の廃止について、健康医療・女性若者活躍対策特別委員会の廃止について及び経済活性化・雇用対策特別委員会の廃止について上程・採決	簡 易												
9	○ 決議案上程・提出者説明(発議第9号) 議会運営委員長 島 津 良 平 議員 ○ 採決 < 散 会 >	起 立												
10	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 刻</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 33%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>予算特別委員会</td> <td>予算特別委員会室</td> </tr> <tr> <td>予算特別委員会終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室	予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場												
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場												
知事への政策提言終了後	予算特別委員会	予算特別委員会室												
予算特別委員会終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室												

議 事 日 程 (第 8 号)

令和4年3月16日(水) 午前10時開議

- 第 1 議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)
- 第 2 議第66号 山形県教育長の任命について
- 第 3 発議第3号 山形県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告について
- 第 5 関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 6 健康医療・女性若者活躍対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 7 経済活性化・雇用対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 8 発議第4号 世界平和実現のための外交の強化と国民の平穏な生活を守るために必要な対策を求める意見書
- 第 9 発議第5号 ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響の抑制を求める意見書
- 第 10 発議第6号 地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書
- 第 11 発議第7号 地域医療を担う医師の確保に向けた対策を求める意見書
- 第 12 発議第8号 外国人材の円滑な受入れに向けた環境の整備等を求める意見書
- 第 13 関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会の廃止について
- 第 14 健康医療・女性若者活躍対策特別委員会の廃止について
- 第 15 経済活性化・雇用対策特別委員会の廃止について
- 第 16 発議第9号 政治倫理の向上に向けた宣言

令和3年度 政策提言

令和4年3月16日

山形県議会

目次

提言にあたって	1
---------	---

まち

テーマ1 関係人口の創出・拡大と移住・定住に関する取組みの推進	
提言1 関係人口の拡大、移住・定住の促進	3
提言2 本県の魅力の情報発信の強化と移住に伴う働く場の確保	5
提言3 移住促進のための住環境の整備	7
テーマ2 デジタル技術の活用による、県民生活の利便性の向上と安全なまちづくり	
提言4 デジタル技術の普及による県民生活の利便性の向上	8
提言5 デジタル技術を活用した産業振興	9
提言6 自治体DXの推進	10

ひと

テーマ3 医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築	
提言7 地域の医療提供体制のあり方	16
提言8 在宅医療・救急医療の充実に必要な制度等	17
提言9 地域医療を支える医師、看護師、介護職員等の人材確保	18
テーマ4 次世代人材育成等と女性若者の定着・回帰に向けた取組みの推進	
提言10 女性若者の県内定着・回帰に向けた取組み	19
提言11 人材育成に向けた取組み	21

しごと

テーマ5 県内生産物販売力の強化と観光をはじめとした多面的な活用	
提言12 県産農林水産物のブランド化推進	27
提言13 自然災害により被害を受けた農作物の活用	28
提言14 新たな販売ルートの開拓	29
提言15 担い手の育成と生産者の意識改革	30
テーマ6 すべての県民が労働参加し活躍できる労働環境等の実現	
提言16 求職者・新規学卒者の就職	31
提言17 農業分野の雇用	32
提言18 障がい者の雇用	32
提言19 外国人の雇用	33

提言にあたって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、県の意思を決定する議事機関としての機能、県行政執行の監視機能に加え、山形県の将来と県民の幸せを目指した県勢の発展のため、議会政策提言を実施してきた。

令和3年度は、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大という状況を踏まえたうえで、人口減少社会への対応、地域の医療提供体制のあり方や県内生産物販売力の強化等の課題に的確に対応し、本県が将来にわたり活力を維持することができるよう、19項目の政策提言を取りまとめた。その上で、新たな取組みとして、議論の過程を明らかにするため、提言に至るまでの各委員の個別意見も記載している。

取りまとめにあたっては、「関係人口拡大・活力ある地域づくり対策」、「健康医療・女性若者活躍対策」、「経済活性化・雇用対策」の3つの特別委員会において、昨年度からの新しい運営方針を深化させ、委員間討議をより活発に行ったことに加え、外部の専門的知見を活用した研修会の開催や関係者との意見交換を積極的に行いながら、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和4年3月16日

山形県議会議長 坂本 貴美雄

まち

関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会

テーマ1 関係人口の創出・拡大と移住・定住に関する取組みの推進

提言1 関係人口の拡大、移住・定住の促進

提言

- 関係人口の拡大に向け、インフルエンサーと協働し、豊かな自然や山形らしい食、歴史、文化など本県の魅力をより効果的にPRすること。
- ワークーションやふるさと納税を契機にまずは本県に来てもらうような仕掛けづくりを拡充していくこと。
- 現在実施している移住・定住に関する施策を部局横断的に検証し、適切な役割分担と連携により効率的に施策を進めること。
- 市町村と連携した特色ある移住特典の設定や将来を見据えた本県の高等教育機関の充実等により移住・定住を促進していくこと。

議員の個別意見

- 関係人口の増加のため山形県の魅力を効果的に情報発信していくこと（インフルエンサー・ユーチューバーとの連携・協力やそば・ラーメンなど山形らしい食や食に関するビジネスの情報発信など）。
- 「高校生が伸び伸びと元気にしている街には、伸びしろがある」との意見もあることから、高校生を中心とした若者が自分の様々な考えを積極的に行政等に情報発信する等若者が伸び伸びと元気に暮らすことができる環境づくりを推進すること。
- 移住・定住を促進するため、市町村それぞれの特色を出した移住特典（山形市なら蔵王スキー年間パス、天童市なら温泉使い放題、最上町なら暖炉の家など）を市町村と連携して設定し、一覧で提示してわくわく感を創出するとともに、いい意味での市町村間の競争を誘引すること。
- 関係人口の増加のため、ふるさと納税をした人から山形県に来てもらうような仕掛けづくりをしていくこと（お礼の手紙に地域通貨を同封するなど）。
- 企業誘致で県税の減免があるように、移住・定住者に対し県税を一定期間免除することを検討すること。

- 若者の移住・定住者の増加のため、若者が山形県に住むに際して求めることについてアンケートを実施すること。
- 若者や女性に対する意識調査は、各部局間で共有できる調査結果であるため、調査結果の共有化を図り、各課がねらいを持ってアウトプットできるようなシステム作りに連携して取り組む必要がある。
- 部局ごとに縦割りで実施している移住・定住施策（特に若者向け）について部局横断的に効果検証し、今後の施策に反映させること。
- 若者が都会の大学等に進学することによる人口流出を抑制するための高等教育機関の創設について
 - ・ 専門職大学をはじめ、山形県における大学の創設や、都会の人気大学の学部の誘致を積極的に促進すること。
 - ・ 人口減少の中での学生の確保といった課題に対応するため、国外からの移住も視野に入れた、留学生を受け入れることができる国際的な大学の創設について検討すること。
 - ・ 遠隔教育が進む中、地方に住みながら都会の大学の単位を取ることが可能になったことを受け、地元で様々な大学の単位取得ができるバーチャル大学や都会の大学の山形県サテライト校などを創設するなど、地方に住みながら、時折、東京に通って大学を卒業できるような仕組みを検討すること。
- 都会では教育レベルの高い私立教育の環境が整っているが、本県では公立教育中心であり、不安を感じる移住・定住者もいるため、それらの方を対象に子どもの教育についての相談窓口を統一すること。また、その不安を解消するために本県の教育レベルの向上が必要であること。
- 関係人口の増加に向けたワーケーションの促進について
 - ・ ハードに多く予算をかけるのではなく、ワーケーションに向けて動き出すことが重要であることから、今ある設備でどのようなワーケーションを受け入れられるかの掘り起こし、ワーケーション受け入れの組織体制とネットワーク化、PRなどのソフト面の充実を促進すること。
 - ・ 県外の人から来てもらう前にまず地元の人が山形県のワーケーションを楽しむことが重要であることから、特にコロナ禍においては、県内企業と連携しながら県内旅館に泊まっただけのワーケーション促進に取り組むこと。また、それに先んじて県職員や教職員などが積極的に県内ワーケーションを行い、苦境に立たされている観光業への支援に乗り出すこと。

- 長期滞在やリピート客など交流人口の増加が見込まれるヘルスツーリズムの促進について
 - ・ 山形大学医学部東日本重粒子センターの十分な活用や、天童温泉などにおける近隣の病院を活用した、温泉に宿泊しながらの療養や観光休養など、県内各地においてそれぞれの利点を活かしたヘルスツーリズムの掘り起こし、受け入れ体制の整備や情報発信の体制を整えること。
 - ・ 上山型温泉クアオルト事業など自然を活かした健康維持の面でのヘルスツーリズム促進を支援していくこと。
 - ・ バリアフリー化など観光施設の設備投資を促進する補助制度を拡充すること。

- 継続的な交流人口の確保には体験型観光や地元の人間しかわからないような観光ツールを楽しむ着地型旅行商品を多く作ることが必要であることから、自らそれらの商品を企画し、自ら稼いで自走できるDMCの立ち上げを促進すること。また、着地型旅行商品で利益ができるようになるには時間がかかるため、その初期段階における支援を行うこと。

※DMC (Destination Management Company) …地域と協同して地域の観光づくりを行う会社

- コロナ禍においてはインバウンドをはじめとする観光施策を打ち出しにくいことから、今のうちに普段はあまり力を傾注できないPR動画の作成（例えば山形特有の文化についてインフルエンサーによる情報発信）や着地型旅行商品の開発など、コロナ収束後に来県してもらうためのソフト面の充実を図り、来るべき国内外からの旅客需要の回復に備えること。

提言 2 本県の魅力の情報発信の強化と移住に伴う働く場の確保

提言

- 本県への移住・定住に関する県内外への情報発信について、移住を検討している方や本県在住者、特に若い世代に、都会との実質所得の差や余暇時間の多さなど数字等で可視化した本県の魅力が更に効果的に伝わるよう取組みを強化すること。
- 本県への U ターンや移住を検討している方を対象に、移住に伴う仕事の不安の解消に資することを目的に、本県の企業・仕事の魅力や将来性について情報発信を充実するとともに、創業支援や雇用環境の整備調整をしていくこと。

議員の個別意見

- 若い世代の移住・定住を促進するための意識の醸成や郷土愛を育む取組み、本県の魅力の再認識・情報発信について
 - ・ 地方に住んでいてもたまに都会に遊びに行ければ十分だという意識を具体例を示して醸成していくとともに、経済的に余裕がない世代や子育て家庭などが都会に遊びに行く場合に支援することにより、移住・定住を促進すること。
 - ・ 移住・定住の推進には、そこに住んでいる人の郷土への想いや意識が大切であり、現在、山形に住んでいる人が、先人が努力して築いてきたもの（豊かさや温かい人間性）など郷土に誇りを持って暮らしていくような意識を醸成する施策を実施すること。
 - ・ 所得のみで豊かさを判断することなく、自然・子育て環境と食べ物の豊かさ、ストレスフリーの健康な生活など、地方が有利な部分を再認識するとともに、数字をもって可視化することによりしっかりと若い世代に情報発信していくこと。
 - ・ 山形の良さを知ってもらうため、県内大学等へ他県から来た学生を対象とした総合支庁単位でのバスツアーを検討していくこと。

- 移住に際しての不安要素の一つに「移住先での仕事」があることから、移住に向けた雇用環境の整備について
 - ・ 山形には世界に通用する企業も多々あること、農業などにも夢があること、SDGs に叶った新たな仕事はむしろ地方にあり、ビジネスチャンスも地方に広がっていることを情報発信した上で、そうした新時代に対応した仕事の創出を支援すること。
 - ・ 30～40代へのUJIターンの呼びかけ強化にあわせ、独身の人が結婚を機に山形に来るように誘導すべく、結婚のマッチングを充実（県内同士にとどまらない婚活支援）すること。
 - ・ 観光、建設、介護・保育などの人材不足の分野でスポーツ人材を受け入れ、その方が副業として地域総合型スポーツクラブなどでスポーツ指導員として働き、その際、そのスポーツクラブで中学高校の部活の指導をしてもらうといった各分野が Win-Win となる仕組みを検討していくこと。
 - ・ 新設された地域プロジェクトマネージャーを活用すること。
 - ※ 地域プロジェクトマネージャー…総務省の制度で、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者として市町村が実施する地域の重要プロジェクトを推進する者
 - ・ 地域おこし協力隊が外側の若い視点で地域おこしと仕事が両立できるような公益的な雇用を生み出せるように、創業支援や所得確保を支援すること。
 - ・ 特定地域づくり事業協同組合の過疎地域以外での積極的な活用を促進すること。
 - ※ 特定地域づくり事業協同組合…人口減少地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の仕事に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合

提言3 移住促進のための住環境の整備

提言

- 移住への不安を払拭することを目的に、空き家や公営住宅を低廉に提供するための取り組み、雪に関する大変さや楽しさを含めた情報発信と雪に強い家づくり等への支援の充実、受入側の地域住民との適度な関係性の構築に係る意識啓発等に努めること。

議員の個別意見

- 深刻な空き家問題のほか、若い子育て世代が小さな家に住み、独居老人が広い敷地と屋敷を持って余すといった矛盾した状況も見られることから、住宅を循環させる取り組み（リバースモーゲージの活用や空き家のリフォーム販売など）を中心に住宅施策を展開すること。また、改築した空き家を若者や移住者に安く提供する、あるいは別荘や長期滞在型シェアハウス（別荘をシェアするイメージ）として空き家を活用することで、関係人口を創出すること。
※リバースモーゲージ…借り手（高齢者）が自らの持ち家に継続居住しながら、その住宅を担保として生活資金等を借り入れ、死亡時にその住居を売却することにより借入金を清算する制度
- 介護士や保育士等人材不足の分野をターゲットに改築した空き家や県営住宅などの公営住宅を安価に提供することにより、移住・定住を促進すること。
- 山形への移住で不安要素の一つに「雪」があることから、不便さや大変さも含めた雪に関する情報発信と除雪機購入や雪対応の家づくりに対する支援を行うこと。また、逆に雪を楽しむような情報発信や特典設定を検討していくこと。
- 移住して新しい仕事について前年より所得が少なくなることにより、住宅購入のための借金ができないため、その対応策が必要であること。
- 親切心からの私生活への過度な介入など移住に伴う地域住民との意識の乖離を埋めるため、移住者と地域住民との適度な関係性の構築や受け入れる地域住民側の配慮に関する施策が必要であること。

テーマ2 デジタル技術の活用による、県民生活の利便性の向上と安全なまちづくり

提言4 デジタル技術の普及による県民生活の利便性の向上

提言

- 希望する全ての県民がデジタル化の恩恵を等しく享受できるよう、デジタル機器の普及支援やその使用方法についての研修等を実施すること。
- 娯楽等において都会と同様の恩恵を享受できるよう、地方にしながら様々な体験ができるVR技術やeスポーツ等の普及に取り組むとともに、それらも含めたデジタル技術の基盤となる5G等通信環境の整備を促進・支援すること。
※ VR技術…(Virtual Reality) コンピュータ上に人工的な空間を作り出し、あたかもそこにいるように体感できる技術。芸術鑑賞や観光体験をはじめ様々な分野での活用が見込まれる
※ 5G…第5世代移動通信システム。高速大容量、低遅延化、多数同時接続といった特徴がある
- 生活の利便性向上に向け、モデル地域を設定し、デジタル技術を活用した高齢者・子どもの見守りや自動運転等の実証実験を行うとともに、その成果を可視化し県全体に普及すること。併せてデジタル技術を使いこなせる人材の育成を支援していくこと。

議員の個別意見

- 世代や職業に関わらず、デジタル化の恩恵を受けたい全ての県民がその恩恵を等しく享受できるよう、デジタル機器の普及を促進し、その使用についての啓発や研修を実施すること。
- 県内のモデル地域でデジタル技術を活用した事業（高齢者・子どもの見守り、ドローンによる配送、自動運転・MaaS、スマート農業等）をそれぞれの行政分野において実証実験を行うことやスマートシティを見据えた住宅地の整備などにより、その成果を可視化して、県全体へ普及させること。
※ MaaS（マース）(Mobility as a Service) …地域住民や旅行者個々の移動ニーズに応じて、複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うサービス
※ スマートシティ…ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域
- テレワークの推進を念頭に、ケーブルの敷設等により、都市部・中山間地域・離島を含む県内全域において、等しく通信環境を整備促進すべき。

- 本人同意のもとに提供を受けた健康診断結果や病歴などのパーソナルデータを収集・分析することにより、健康管理のため個々人にフィードバックするとともに、病気が疑われる方にはプッシュ型通知により医師を紹介し、受診を促す仕組みを導入するなど医療分野におけるデジタル化を促進すること。
- Society5.0 や Yamagata 幸せデジタル化構想の実現に向け、デジタル人材の育成を支援していくこと。
 - ※ Society5.0…仮想空間と現実を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された

提言 5 デジタル技術を活用した産業振興

提言

- 農業、建設、医療・福祉など人材不足の分野等におけるデジタル技術の活用効果について啓発するとともに、その導入促進を支援すること。
- 県内で使用できる電子地域通貨の発行とその決済システムの構築など、県内で経済を循環させる仕組みの創設を検討し、産業振興につなげていくこと。
- テレワークやワーケーションを進めるため、市町村と連携して、デジタル機器の普及やセキュリティ対策された無線環境などテレワーク環境やコワーキングスペースの整備を促進すること。

※ ワケーション…仕事 (Work) と休暇 (Vacation) を組み合わせた造語

※ コワーキングスペース…それぞれ個人が机・椅子やネットワーク設備などを共有しながら仕事を行う場所であり、利用者同士の交流やコミュニティの形成も促す

議員の個別意見

- 農業、建設、医療・福祉など人材不足の分野における省力化を目的にデジタル技術の導入を促進すると同時に、事務職種などデジタル化による失業が懸念される職種については職業訓練により労働市場の変化に対応していくこと。
- 「e 県民証カード」を創設し、県出身者や山形ファンに配布することや電子地域通貨の発行・決済システムを構築することにより、地域内で経済を循環させる仕組みを作り出し、

関係人口の創出や産業振興につなげること。

※e県民証カード…県民あるいは県出身者・山形ファンに発行し、山形の情報を発信するとともに、民間と連携してそのカードで買い物をするとポイントが貯まり、県産品などと交換できるカード。同時に買い物金額の1%ほどが地元自治体に寄付される仕組みを想定

- デジタル化することにより削減できた経費を従業員の賃金に還元することを目指す会津若松市の電子地域通貨決済システムやオプトイン方式による個人情報の収集など他県の先行事例の導入の基盤となる環境づくりを推進すること。
- スマート農業の推進にあたっては、農地面積や飼育頭数のうちスマート農業によるものなどの目標値を設定するとともに、農業機械・会計ソフトの導入経費の補助や人材の確保を支援すること。また、「リモコン式草刈機」の河川敷等での活用など、導入した機械については農業以外への活用の可能性も検討し、効率的な運用を促すこと。

提言 6 自治体DXの推進

提言

- 県行政のデジタル化を推進するため、最新のデジタル技術の活用や自治体情報システムの構築等を熟知した専門的な人材をCIO等に任命し、部局横断的な推進体制を構築すること。
※CIO (Chief Information Officer) …最高情報責任者
- 県民の利便性向上や行政の合理化のため、万全なセキュリティ対策を講じたうえで、マイナンバーカードの普及や各種行政手続きのデジタル化を進めるとともに、プッシュ型支援を検討するなど行政サービスを向上させていくこと。

議員の個別意見

- 情報システム経費の削減や管理作業軽減のため自治体クラウドの導入を促進すること。また、働き方改革を推進するため、人工知能・RPA等の積極的な導入等デジタル化による業務の見直しやテレワークを促進すること。
さらに、デジタル化を進めるにあたっては県民の利便性の向上や自治体DXの動向に留意するほか、組織や人員の見直しなど行政の合理化も考慮するとともに、民間人材等も活用しながら情報統括監(CIO)に任命し、部局横断的な推進体制を構築すること。
また、デジタル化による県民の利便性向上や産業振興の取組みについては、市町村や民間

事業者と十分連携しながら推進すること。

※ RPA (robotic process automation) …人間がコンピュータ上で行っていた定型的な事務作業をソフトウェアのロボットにより自動化すること

※ DX (Digital transformation) …「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という考え方。デジタル技術による生活やビジネスなどあらゆる領域での変革

- 県民の利便性の向上に向け、各種申請における手続きや提出書類の煩雑さの解消等これまでの電子県庁の取組みについて検証するとともに、行政手続きのデジタル化によりさらに本人確認や添付書類の簡素化を図ること。

また、本人確認の簡素化、申請行為の省略やプッシュ型通知などの行政サービス向上のため、マイナンバーカードの普及・活用を促進すること。

- 広報を含めた県の情報発信の経費の削減や情報を容易に入手・検索できるようにするためデジタル化を推進するとともに、情報発信にあたってはVチューバーやユーチューバーと連携する等より効果的に行うこと。

※ Vチューバー…バーチャルユーチューバー

- インフラの損失、災害時の危険箇所の把握、廃棄物の不法投棄などリアルタイムに状況を把握できるよう電子画像情報の利用を進めること。

【活動報告】

関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会

意見交換

開催日

令和3年7月1日

参加者

阿部 陽介 氏〔新規就農者〕

上野 雄登 氏〔山形大学4年生〕

大館 希歩 氏〔山形大学4年生〕

家財 綾 氏〔地域おこし協力隊〕

鈴木 英策 氏〔ぼんぼ館支配人（元地域おこし協力隊）〕

古館 浩一 氏〔新規就農者〕

主な意見

- ・ 山形の人は自信がないと思う。星空や山並みがきれいなど、自分たちが楽しむことが必要である。ユーチューバーや本県への旅行者と協力して情報発信してはどうか。
- ・ 移住者は雪で困ることが多いので冊子や講習会があればよい。
- ・ ドアを閉めていないと近所の方から家に入られてしまうこともあり、戸惑ってしまうこともあった。
- ・ 集落のルールなど関わらないとわからないので、集落の方に関わってもらいすぎるくらいがちょうどよい。



研修会

開催日

令和3年10月1日

講師

NTT東日本 山形支店長 渡会 俊輔 氏

研修内容

テーマ：「デジタル技術を活用した地域課題の解決・地域活性化」

- ・ デジタル化の変遷や地域課題をまとめて解決するデジタルトランスフォーメーション
- ・ デジタルを活用した農業と地域の活性化
- ・ デジタル化を進めるに当たってのポイント



コラム

《山形県の魅力とは？》

関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会では、「山形県の魅力」についても委員間討議を行った。

本県の魅力としては、豊かな自然、おいしい食べ物、温泉、温かい人間性などが一般的には挙げられる。しかし、世代、男女、住んでいる地域、本県に来た理由などにより、それぞれ人によって何を魅力と感じるかは異なり、統一的な幸せの基準はない。このため、最終的には東京やほかの地域と比べて、本県を楽しめる人に来てもらうことが大切であり、そのためには次のような施策が必要であるとの結論に至った。

- 実質的な所得（収入－支出）は都会とさほど変わらないため、漠然と都会の華やかな生活に憧れるよりも、自然に囲まれ広い家で美味しいものを食べられる方が「本当の豊かさ」であることを伝えていくこと。その際には、余暇や趣味に充てられる可処分所得や時間を可視化して伝えることが重要であること。
- 行政もこれまで以上に山形でできる遊びや楽しめるものの発掘、創出に努めていくこと。

現地調査

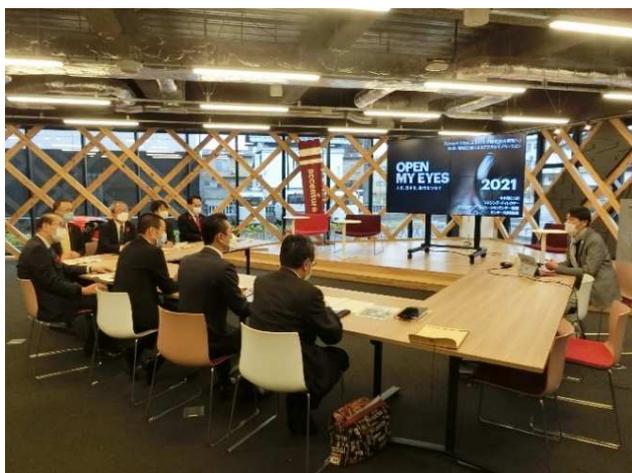
実施日

令和3年11月24日

訪問先と調査内容

アクセント・イノベーションセンター福島 (福島県会津若松市)

- ・ 会津若松市におけるデジタル技術を活用した社会課題解決型の実証実験の取組み



公立大学法人会津大学 (福島県会津若松市)

- ・ 会津若松市のスマートシティ計画と連携した取組みやICT人材・大学発ベンチャーの育成



ひと

健康医療・女性若者活躍対策特別委員会

テーマ3 医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築

提言7 地域の医療提供体制のあり方

提言

- 人口減少や高齢化、県民の疾病の傾向や受診動向などを踏まえ、将来を見据えた持続可能な医療提供体制のあり方の検討を、県が主導し中断なく進めること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大時における経験を踏まえ、新興感染症等に対応できる医療提供体制の構築に向けた取組みを各医療機関等と連携し進めること。

議員の個別意見

- 地域の医療計画に「新興感染症対応」を追加するよう方針が一部変更されたことを含めて、地域医療構想を検討し直す必要があり、再度、山形県保健医療計画を県民へ正しく周知していく必要があること。
- 地域の医療提供体制を議論していくうえで、地域住民の声を真摯に受けとめるとともに、各医療機関と意見調整のうえ、病院経営が成り立つよう計画を推進していく必要があること。
- 地域医療構想調整会議が単なる意見交換の場ではなく、県が地域内の各病院の様々な意見を調整する役割を果たすなど、リーダーシップを発揮して地域医療構想を進めること。
- 今後の過疎地域の医療提供体制のあり方について検討が必要であること。
- 高齢化社会における認知症施策を充実させること。
- 市街地と山間部における医療格差を補うため、隣県などとの医療連携を検討する必要があること。
- 県立病院が、今後とも、県民の健康を支える高度医療機関の役割を担い続けていくこ

とができるよう、安全で安心できる良質な医療の提供に、より一層努める必要があること。

提言 8 在宅医療・救急医療の充実に必要な制度等

提言

- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムにおける質の高い在宅医療と訪問看護の充実に努めること。
- ドクターカーの導入を検討する等、急変時に対応可能な救急医療体制の確保に取り組むこと。

議員の個別意見

- 訪問診療に参画する医療機関を更に増やすことにより、在宅医療の充実に努める必要があること。
- 在宅療養者のニーズに応えるため、訪問看護を充実させる必要があること。
- 生活習慣病の予防や介護予防など、健康なうちに行える対策をより積極的に推進すること。
- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、医療と福祉の連携において地域格差が生じることのないよう、拠点となる地域包括支援センターの人材確保や機能強化を図ること。
- ドクターヘリが稼働できない夜間帯や環境下における救命救急事案に対し、医師が同行し対処可能なドクターカーの導入を検討する必要があること。

提言9 地域医療を支える医師、看護師、介護職員等の人材確保

提言

- 新型コロナウイルスの感染拡大により更に明らかとなった医師や看護師、介護職員等の人材不足や偏在化を是正するため、国に対し、医師の研修制度見直しや、医師、看護師等の医療人材・介護職員の更なる処遇改善を働き掛け、人材確保に向けた取組みを強化すること。

議員の個別意見

- 医師や看護師等の医療人材の確保に向けて、他県の効果を上げている事例を踏まえて取組みや施策の検討を行う必要があること。
- 介護職員や医療従事者の増員と環境整備に向けて、現在行っているサポートプログラム等を更に充実させる必要があること。
- 看護師の確保に向けた施策を講ずるにあたり、潜在看護師の状況を把握する必要があること。
- 介護職員の確保に向けて、初任者研修費の一部助成やイメージアップ広報などを継続して行っているが、更に充実させる必要があること。
- 若い介護士や保育士が所得の高い都会へ流出することによる人口の減少を抑制するため、改築した空き家や県営住宅などの公営住宅を、介護士や保育士等人材不足の分野の若者に安価に提供すること（その結果、例えば家賃6万円が1万円で住むことができれば、実質5万円の所得向上にもつながる）。

テーマ4 次世代人材育成等と女性若者の定着・回帰に向けた取組みの推進

提言10 女性若者の県内定着・回帰に向けた取組み

提言

- 女性若者の県内定着・回帰に向け、そのニーズを適時的確に把握し、データに裏付けされた施策目標を設定することが重要であることから、部局間で連携し、県外転出者も含めた女性や若者に対する意識調査を継続して実施すること。
- 地域における大学生と高校生、社会人と高校生のような縦のつながりが、若者の定着・回帰に効果的な事例もあることから、その手法を確認し、若者と地元をつなぐ取組みを県内各地域へ拡大すること。

議員の個別意見

- 女性、若者のニーズを把握し、それにマッチした施策展開が求められることから、より多角的な情報収集が必要であること。
- 女性、若者に対する意識調査を継続して行うことにより、意識の流れや変化を的確に把握し、時代に沿った施策へと反映させていく必要があること。
- 女性特有の悩みやリスクに対するオンラインでの相談体制の構築と効果的なフォローアップを実施する必要があること。
- 若者・女性の回帰については、そのニーズの掘り起こしが必要であり、とりわけ SNS 等を有効活用することが効果的であること。
- 取組みの成果や制度の周知など、文書による報告書での従来型の情報発信に加え、女性、若者から見てもらえるようにユーチューブ等の動画で内容補充を行うなど、若者世代に向けた効果的な情報発信に取り組むこと。
- 市町村と連携し、成人式や同窓会を契機として、地域における人と人とのつながりを活かして地元に関する情報発信を継続することにより、若者の定着・回帰の動機付けにしていくこと。
- 山形県は自家用車がなければ生活が成り立たないため、特に若者の自家用車取得や

利用に対する支援策を検討すること。

- 女性の県内定着を進めるため、県や県の外郭団体等が率先して雇用環境の改善等に取組むこと。
- 「新庄・最上ジモト大学」が取り組む、大学生と高校生、社会人と高校生のような地域の縦のつながりが、若者の地元定着に効果的であることから、若者と地元をつなぐ取組みを県内各地域へ拡大すること。
- 施策目標を設定する際は、意識調査による裏付けや専門家から意見を聞くなどし、根拠を持ったKPIとなるよう目標設定を行うことが重要であること。
- 所得のみで豊かさを判断することなく、自然・子育て環境と食べ物の豊かさ、ストレスフリーの健康な生活など、地方が有利な部分を再認識するとともに、数字をもって可視化することによりしっかりと若い世代に情報発信していくこと。
- 若者の移住・定住者の増加のため、若者が山形県に住むに際して求めることについてアンケートを実施すること。
- 移住・定住の推進には、そこに住んでいる人の郷土への想いや意識が大切であり、現在、山形に住んでいる人が、先人が努力して築いてきたもの（豊かさや温かい人間性）など郷土に誇りを持って暮らしていくような意識を醸成する施策を実施すること。
- 30～40代へUJIターンの呼びかけを強化するとともに、仕事のマッチングを支援し、都会での所得などの条件から下がらないような対策（競争力のある地場産業の育成や所得保障など）を検討すること。
- 「高校生が伸び伸びと元気にしている街には、伸びしろがある」との意見もあることから、高校生を中心とした若者が自分の様々な考えを積極的に行政等に情報発信する等若者が伸び伸びと元気に暮らすことができる環境づくりを推進すること。
- 30代までの若者の多くが「やりたい仕事がない」と捉えている。UJIターンを促進するためには、若者が希望している職業や職種を分析したうえで本県企業の魅力を発信していくこと。

提言11 人材育成に向けた取組み

提言

- 全国に誇るべき山形の食べ物、歴史、伝統文化、自然、農作物等、ふるさとに対する県民の理解を深めることを目的として、学校教育のみならず、家庭教育や社会教育の充実に向けた取組みを進めること。
- 地元への定着・回帰の促進を目的に、将来、子ども達自らが住み続けたいと感じるふるさとづくりに向けて、農林水産業や地場産業の魅力を探究する機会の充実を図ること。

議員の個別意見

- デジタル化やグローバル化に対応できる次世代人材を育成するため、実践的な英語教育やICT教育を充実させる必要があること。
- 次世代人材の育成や女性若者の定着・回帰には、学校任せでない、家庭や社会におけるふるさと教育が重要であること。
- ふるさと、山形県にきずなと愛着を感じられるような教育の強化と、祭り等の地域行事への参加機会の提供を促進すること。
- インターンシップの活動をより拡大していくため、送り出し側の大学等との連携を強化するとともに、企業が受入れやすい支援策を検討すること。
- 興味のある職業を体験することができるような、山形県全体がテーマパークの「キッズニア高校生版」のような仕組みを検討してはどうか。
- 企業が、ハラスメント対策や働き方改革に積極的に取り組む誘導策として、融資や入札等でのインセンティブを設けるなどの取り組みを検討すること。
- 若者の県政への参画を促進するため、様々な審議会や協議会へ若者枠の拡大を検討すること。
- インターンシップは、若者の定住を促進するための効果的なツールであるため、学生等がインターンシップに参加できる機会や職種を地元企業と連携して拡大すべき。

また、地元企業の魅力について、学生だけでなく保護者に対しても積極的に伝えていく必要があること。

- ICT教育を普及させるため、電子黒板やタブレット（家庭での利用環境も含む）などのハード整備を推進するとともに、その十分な活用についての研修などを充実させること。また、児童生徒一人ひとりに最適な教育を提供するためのデジタル教材による効果的な学習指導や、教育の機会や質を確保するための遠隔教育の積極的な導入を促進すること。

【活動報告】

健康医療・女性若者活躍対策特別委員

意見交換

開催日

令和3年11月24日

参加者

- 渡邊 健 氏〔鶴岡市 健康福祉部長〕
天然 せつ 氏〔鶴岡市 健康福祉部参事（兼）長寿介護課長〕
佐藤 清一 氏〔鶴岡市 健康福祉部 地域包括ケア推進室長〕
石井 美喜 氏〔鶴岡市 健康福祉部 長寿介護課 主査〕
小野寺 陽子 氏〔地域包括支援センターふじしま 所長〕
長南 くに子 氏〔地域包括支援センターはぐろ 包括支援部長〕
佐々木 淑江 氏〔荘内病院 診療部 地域医療連携室 主査〕

主な意見

- ・ 1人の介護職員にかかる負担が大きいため、介護職の資格を有していながら介護職に就かない、介護職離れが問題となっている。介護職員の処遇改善や負担軽減などを推進し、きめ細かいサービスが提供できる環境づくりが必要である。
- ・ 市内には、訪問診療を開業医の医師1人が担っている地域がある。地域包括ケアシステムや在宅医療を推進するためには、訪問診療を担ってくれる医師の確保と育成が必要である。
- ・ 庄内地域では、鶴岡地区の「Net4U」と酒田地区の「ちょうかいネット」という2つの医療情報ネットワークが稼働しており、仕組みが異なるためシステムの統合が難しい状況である。利用者の利便性を向上させるためには、庄内としてまとまって取り組んでいくことが重要である。



研修会

開催日

令和3年10月7日

講師

山形大学 学術研究院（学士課程基盤教育機構） 准教授 松坂 暢浩 氏
小白川キャンパスキャリアサポートセンター 副センター長

研修内容

テーマ：「産学連携による人材育成と女子学生の定着・回帰のためのポイント」

- ・ インターンシップによる学生のキャリア意識の向上と就業観の醸成
- ・ 受入企業から見たインターンシップ受け入れの効果
- ・ コロナの影響による就職活動の変化と学生の就職意識



現地調査

実施日

令和3年11月24日

訪問先と調査内容

鶴岡市総合保健福祉センター「にこふる」 (鶴岡市)

- ・ コロナ禍における相談内容の変化や地域での取組状況を踏まえた、今後の医療と介護の連携支援のあり方について



一般社団法人とらいあ (新庄市)

- ・ 最上地域の若者定着に向けた自治体や企業・団体が連携して地元の高校生に学習の場を提供する「新庄・最上ジモト大学」の取組概要について



しごと

経済活性化・雇用対策特別委員会

テーマ5 県内生産物販売力の強化と観光をはじめとした多面的な活用

提言12 県産農林水産物のブランド化推進

提言

- 県民が地元で生産される農林水産物の良さを理解・認識し、一人ひとりが県内外に向け積極的に情報を発信したくなるような機運の醸成に取り組むこと。
- 質が高いものの、一定量を確保できないなどの課題に対して、「小ロットのため市場に出回らず来なければ食べることができない」などマイナスをプラスに変える販売戦略構築の支援に取り組むこと。
- 「特色ある県産農林水産物との出会い」と差別化を演出した新たな観光プランの創出などにより、県産農林水産物のブランド化の推進に取り組むこと。

議員の個別意見

- 旅行需要の変容に伴って、体験型の観光プランなど地域の特色を活かしたおもてなしが人気となっていることを受けて、県産農林水産物を活用した新たなお土産等の商品開発により販売力の強化に取り組むこと。
- 小ロット生産であることからブランド化が困難な農林水産物の販売戦略において、観光商材として地域に来ないと食べられない希少価値を付加した商品の提供に取り組むこと。
- 県民が地元の農林水産物の良さを理解して、積極的に県外に情報発信できるよう取り組みを進める。
- 有機野菜やオーガニック食品を選ぶ消費者を対象として環境保全型農業を前面にした販売拡大戦略と、観光との連携による首都圏からの体験型農業への呼び込みによる愛好者の拡大に取り組むこと。
- 「観光立県やまがた」として、地域の文化や文化財と地域の特色ある食文化に一連のストーリー性を持たせた新たな観光シーズを発掘すること。

- 航空会社や鉄道会社の車内アナウンスや広報誌とのタイアップなどを強化し、県の旬の食べ物や観光地など季節ごとに趣向を変えて情報発信することで、ビジネス客を新たな観光客として取り込むこと。
- 希少価値の高い海産物を食べることを目的に来訪する観光客に確実に当該食材を確保できるよう高度な蓄養施設及び冷凍設備を整備すること。

提言13 自然災害により被害を受けた農作物の活用

提言

- 観光業など多方面の事業者と連携し、自然災害により被害を受けた農作物の新たな利活用に取り組むこと。

議員の個別意見

- 異常気象による自然災害が頻発化する中、果樹を中心に毎年自然災害が発生することを想定し、自然災害により被害を受けた農産物加工品について、旅館での食材として活用していることを売りにするなど、販売方法について検討すること。
- 自然災害により被害を受けた農作物を加工に転用する場合に、取引価格の下落と加工経費の負担及び加工用作物の生産者とのすみ分けの問題を解決しなければならない。
- 販売が困難な農産物を旅館等で接客商材（花）や食材として活用する新たな視点からの観光業との連携に取り組むこと。
- 自然災害により被害を受けた農作物等を「訳あり品」と称して販売している事例があるが、活用されるのは全体の1%程度と少量である。食品ロスやSDGsの観点から企業のイメージ戦略として活用できれば、販路が広がる。
- 農家の自己防衛意識の醸成と農業共済加入率向上に向けた啓発が必要。

提言14 新たな販売ルートの開拓

提言

- 山形県は、初夏のさくらんぼからはじまり初冬までフルーツの生産が隙間なく行われる稀有な地域であることを改めて認識し、その特長を活かした新たな観光商品開発などを検討すること。
- 県内生産物を全国に流通させるため、輸送コストの低減につながる最適な輸送モデルの構築を目指すこと。

議員の個別意見

- サクランボ・オーナー制やふるさと納税での県産農林水産物の一層の活用により新たな山形ファンの獲得を促進すること。
- インバウンド客へのフルーツ・ツーリズムや輸出など海外に向けた消費拡大の推進に取り組むこと。また、県産品を集めたショールームを酒田港など主要箇所に配置し、山形の良品を実際に手に取って感じてもらう場を作ること。
- 販売価格に対し輸送コスト増が問題となっていることから、各生産物・製造物の最適輸送モデル（流通モデル）を県主導で研究すること。
- 農産物出荷時期の産地リレーを全国展開することで、価格安定と品質向上を図るような仕組みを検討すること。
- 農業法人など生産物の直接販売から好事例を集約し、山形ブランドの発信と販売を拡大するネットワークの構築について支援すること。
- 市場（業者）目線の販売から、新たなルートとして消費者目線のブランディングを調査検討し新たな販売方法を開拓すること。
- 雪国における柑橘系果物やバナナなどの生産を支援し、一年を通じて良質な果物を生産・供給していけることが本県の魅力や県産品の付加価値をさらに高めていくことに繋がる。

- 希少価値の高い海産物を食べることを目的に来訪する観光客に確実に当該食材を確保できるよう高度な蓄養施設及び冷凍設備を整備すること。

提言15 担い手の育成と生産者の意識改革

提言

- Uターン希望者や定年後就農者など新たな担い手の育成を支援し、県産農林水産物を核とした地域活性化を推進すること。
- 就農を考えている方に対して、農業以外の収入も確保し生活資金を得る「特定地域づくり事業協同組合」を活用していく手法もあることを紹介していくこと。

※ 特定地域づくり事業協同組合…人口減少地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の仕事に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合

議員の個別意見

- 農家や農地を守るための支援として、地域の仕事を組み合わせて年間通した仕事を創出し、地域の担い手を確保する「特定地域づくり事業協同組合制度」の啓発とモデル事業を支援すること。
- 農産物直売所の様に、漁業者も自ら捕った水産物を自ら販売する漁業へ意識転換する必要がある。
- 国の「みどりの食料システム戦略」のとおり環境保全型農業を推進していくため、有機農業に取り組む生産者の新規育成と事業継続への支援が必要である。
- Uターン者や定年後の新規就農希望者に対し、就農に向けた研修・訓練や農地の確保を含めた就農場所の確保、継続した技術指導など長期的な支援体制を構築すること。

テーマ6 すべての県民が労働参加し活躍できる労働環境等の実現

提言16 求職者・新規学卒者の就職

提言

- 就職する際に若者が求める労働条件が変化している中であって、産学官の連携を強化して若者のニーズ分析や求人内容を検討し、離職の防止、ミスマッチの解消に努めること。
- 県の未来予測として、各種産業を包括しての必要な労働力と不足する労働力のシミュレーションを行い、将来の労働力確保の方向性を示し的確に施策展開すること。

議員の個別意見

- 所得のみで豊かさを判断することなく、自然・子育て環境と食べ物の豊かさ、ストレスフリーの健康な生活など、地方が有利な部分を再認識するとともに、数字をもって可視化することによりしっかりと若い世代に情報発信していくこと。
- 新規学卒者の3年後の離職状況が3割を超えている要因として希望と現実のミスマッチがある。若者が就職先を選ぶ基準として給料や業績よりも労働環境やワークライフバランスを重視する傾向があるなど求職者のニーズを把握・分析し情報提供することによって、企業が働きやすい職場づくりに活かすことができるよう支援していくこと。
- 働きやすい職場の一つとして県内企業においてもワーケーションを根付かせるため、事業者の理解と活用促進の働きかけが必要。
- 少子化・人口減少が進行する中、本県の経済規模を現状維持していくという前提のもと、県の未来予測として必要な労働力と不足する労働力のシミュレーションを行ったうえで将来の労働力確保の方向性（Iターン、外国人、移住）を示し的確に施策展開すること。

提言17 農業分野の雇用

提言

- 農業における労働力確保においては、労働環境の整備や新規就農にあたっての技術指導など、それぞれ個別の課題があることを踏まえ、支援策を検討していくこと。

議員の個別意見

- 繁忙期の一時的な労働力を確保できる取組みとしてアプリの活用が有効であるが、短期就労者に次の収穫期でも働いてもらうため、特に女性は更衣室や休憩場所確保が重要であることなどの課題を整理し、雇用者が留意すべきポイントについて指導・支援する必要がある。
- 高齢者の新規就農を促進するため、「農地バンク」を活用した離農農地の斡旋や未経験者への農業技術の習得や農業機械の利用など就農に向けた課題解決への支援を行うこと。
- 半農×半Xを促進し、多岐にわたる農業に従事できる人材を必要に応じてマッチングできる人材バンクの立ち上げや、団体や市町村の特徴ある取組みをまとめた事例集の情報発信に取り組むべき。
- 農業は儲からないイメージもあるが、大規模経営でなくとも効率的な経営により、山形県でも農業で十分な収入を得ることができている例があることを積極的に情報発信していくこと。

提言18 障がい者の雇用

提言

- 障がい者法定雇用率達成に向けては、障がい区分として知的や精神に比較し身体の雇用割合が圧倒的に多い状況であるが、知的、精神の就労対策を更に進めること。

議員の個別意見

- 障がい者雇用においては、身体障がい者の割合が圧倒的に多い。知的障がい者や精神障がい者について「トライアル雇用制度」の周知やアドバイザー派遣の活用など企業に対し雇用促進を働きかけること。
- 企業では業務内容によって雇用できる障がい区分が限定されることもあるが、行政では障がい種別に係わらず広く雇用の機会を提供すべき。
- 企業の法定雇用率未達成の理由については、職場環境の整備のほかに交通アクセス等地域環境の問題もあることから個別に課題収集し、市町村とも連携しながら現場に合った支援をすること。
- 特別支援学校を卒業し就職できる者は多くない。就労支援型施設にも入れない障がい者の支援のあり方について検討すべき。

提言19 外国人の雇用

提言

- 県内の大学に留学している学生の県内就労誘導に向けた取組みを進めること。また、外国人労働者が地域に馴染みやすいように、日本語教育や住民との相互理解が進むよう配慮すること。

議員の個別意見

- 将来の労働力を見据え、外国人の留学生受入拡大についてこれまでの情報発信等の取組みに加えて、姉妹都市などで交流のある地域に対して重点的にアプローチするなど積極的な取組みも大切である。
- 外国人労働者が日本語を学ぶ場が不足しており、県ではボランティアによる日本語教室の実態を踏まえ、外国人が参加しやすいように就労状況の配慮など企業と連携する必要がある。

- 将来の労働力不足の活路として外国人の労働力が重要である。外国人が日本に定住し働き続けるためには、地域住民の理解と地域への受け入れが大切であることから、県や市町村が就労の実態を把握し地域と外国人を取り持ち交流する場を設けるなど受入れ環境整備に取り組むこと。

- 外国人が日本の生活ルールや就労規則を理解し、職場や地域で円滑な人間関係を築き地域になじめるよう、企業に対し意識啓発を行うこと。

【活動報告】

経済活性化・雇用対策特別委員会

意見交換 ①

開催日

令和3年8月20日

参加者

奥村 聡子 氏〔一般社団法人東北観光推進機構 推進本部 本部長代理〕

平田 勝越 氏〔有限会社山形川西産直センター 代表取締役〕

主な意見

- ・ 観光客はコロナ禍で3密を避け、広い場所でゆったり旅行したいという考えが増えている。SDGs への関心も高まっているので、ニーズに合ったものを提供できれば地方にとって大きなチャンスになる。
- ・ 訪日観光客のリピーターは地方を選ぶ傾向がある。山形は歴史や物語とひも付いた深い魅力があるので、しっかり相手にPR することがカギになる。
- ・ 農業人材の育成では有機農業の匠（県の認証制度）を活用して、先駆的な技術を広く共有していくことが効果的だと考える。また、経営形態を個人事業から他の産業の様に多角経営にするなど安定した収入を得る工夫が必要。
- ・ 農業分野でもICTの導入が進んでいるので、もう一步ブレイクスルー（飛躍的な進歩）が起こると生産性向上が見込めるのではないかと。



意見交換 ②

開催日

令和3年11月25日

参加者

古川 孝広 氏〔山形労働局 職業安定部長〕

秋葉 信悦 氏〔山形労働局 職業安定部 職業安定課長〕

井場 秀悦 氏〔山形労働局 職業安定部 職業対策課長〕

清野 敦 氏〔山形労働局 職業安定部 職業対策課 地方障害者雇用担当官〕

主な意見

- ・ ユースエール認定制度は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況等が優良な中小企業を国が認定するもので、山形県では23社を認定している。
- ・ 中小企業を中心に若者の人材確保が難しい状態であることから、賃金や労働環境の見直しなど求人内容のアドバイスや、人手不足の業種限定の面接会の開催などの支援を行っている。
- ・ 障がいの種別ごとに障害者雇用率を設けていない理由として、企業によって障がい者が従事できる業務内容が異なることが考えられる。



研修会

開催日

令和3年11月25日

講師

公益財団法人国際人材協力機構 仙台駐在事務所 所長 佐藤 邦長 氏

研修内容

テーマ：「外国人技能実習制度・特定技能制度」

- ・ 外国人技能実習制度の成り立ちや問題点
- ・ 特定技能制度により外国人材を労働力として受入れることが可能となったこと
- ・ 受け入れる側も外国の文化を理解して体制整備に取り組む必要があること



現地調査

実施日

令和3年11月25日

訪問先と調査内容

山形職業能力開発促進センター「ポリテクセンター山形」（山形市）

- ・ 高齢者や障がい者の雇用促進に向けた支援及び求職者の早期再就職に向けた職業能力開発や職業訓練の状況について



【参考】 国への提案〔意見書の概要〕

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

1 地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化について

〔関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員会〕

国は東京圏への人口の一極集中の是正に取り組んでいるが、東京圏への転入超過は26年連続となり、地方からの人口流出に歯止めがかかっていない状況にある。

本県でも移住・定住の促進をはじめとする地方創生に取り組んでいるが、人口の減少と流出は続いており、特に進学や就職を迎える若者の転出超過が課題となっている。

また、従前から、国は人口減少社会を見据えてコンパクトシティの形成を推進し、地方における市街化区域の拡大抑制など都市の開発を厳しく制限してきている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中のリスクを改めて顕在化させたが、テレワークや副業など新しい働き方等の普及を促し、地方への移住・定住に対する関心を一層高める契機となった。令和3年には東京都特別区で初めて転出超過となるなど、都市部から地方への人の流れが大きくなりつつある今こそ、地方への人口の分散が求められていることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 省庁等政府関係機関の移転を一層進めるとともに、大学の地方移転を促す施策を推進すること。
- (2) 地方への定住や二地域居住が有利になる税制の見直しなど思い切った制度改革を進めること。
- (3) 地方において、全国の大学と連携してオンライン授業を集約・配信する「オンライン大学」など魅力と特色のある大学の創設が可能となるよう、大学設置基準を緩和すること。
- (4) 人口増加に資する土地利用政策については、地方の実情に応じて進めること。

2 地域医療を担う医師の確保に向けた対策について

〔健康医療・女性若者活躍対策特別委員会〕

医療法及び医師法の一部を改正する法律において、都道府県は、医師確保計画を策定し、地域の実情を踏まえた医師の不足及び偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

本県では、山形県医師確保計画を策定し、修学資金の貸与や臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスを開催するなど、医師少数県からの脱却に向けて取り組んでいるところであるが、臨床研修医のマッチング率が都市部に比べて低いなど、依然として都市部へ医師が集中している状況である。

また、2024年4月以降、医師の働き方改革として、勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されるが、医師が不足している地域において十分な医師確保が図られないまま対応を迫られた場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しを行うなど、医師の都市部への偏在を是正し、地域に医師が定着するための対策を講じること。
- (2) 医師の働き方改革の推進にあたっては、医師が不足している地域での更なる医師不足を助長することがないように、地域における医師の確保・偏在対策の着実な進展と一体的に取り組みを進めること。

3 外国人材の円滑な受入れに向けた環境の整備等について

〔経済活性化・雇用対策特別委員会〕

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際貢献を目的として平成5年に導入された制度であるが、結果として日本の労働力不足を補っている側面もある。令和2年に全国の労働局や労働基準監督署が監督指導を行った外国人技能実習実施事業者のうち約7割で、労働基準関係法令違反が認められるなど環境整備が十分とは言えない状況である。

また、中小企業をはじめとした人手不足の解消を目的に平成31年4月、新たな在留資格である「特定技能」が創設され、新たな外国人材の受け入れが可能となったが、一定の専門性・技術力を有し即戦力となることが条件であるうえ、新型コロナの影響もあり受入れは進んでいない。

地方においては、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足に対応するために、外国人の労働力が求められているが、外国人材を受け入れる体制が整っていない場合、労働力が確保できないことが懸念されることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 外国人が日本で生活するために必要な在留資格手続や社会保険制度をはじめとした各種手続を確実に行之、日本人労働者と同様の適正な労働条件を確保できるよう、受入企業等に対して、制度や手続に関する十分な情報発信及び監督指導を行うこと。
- (2) 人材の確保が困難な地方における外国人材の受入れを促進するため、日本語教育や生活支援に取り組む地方自治体等に対して必要な財政措置の確保・充実を図ること。

ウクライナへの支援金について（案）

1 目 的

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、ウクライナ国内では子供を含む多くの犠牲者が出ているほか、安全を求めて隣国への避難を強いられるなど、治安情勢は著しく悪化し、人々が生命の危機に直面している。

このことから山形県議会として、在日ウクライナ大使館を通じ、人道支援のための支援金を贈呈するもの。

2 支 援 金 40 万円

(令和4年3月16日議会運営委員会資料)

今後専決処分を必要とする事項

1 予算案件（1件）

- 令和3年度山形県一般会計補正予算（第11号）

2 条例案件（1件）

- 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について